

苓北町地域防災計画



熊本県天草郡苓北町

令和8年5月

苓北町地域防災計画 目次

第1章 総則	
第1節 計画の目的と方針	1
第1項 計画の目的	
第2項 計画の方針	
第3項 計画の構成と内容	
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第1項 実施責任	
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	
第3節 苓北町の地勢と災害の特性	5
第1項 苓北町の地勢	
第2項 想定される災害	
第4節 計画の修正と推進	6
第2章 災害予防計画	
第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画	7
第1項 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査	
第2項 事前措置の対象となる設備又は物件の管理者等への予警告方法	
第2節 山地災害等予防計画	8
第1項 山地災害予防計画	
第2項 地すべり及び崖崩れ等災害予防計画	
第3節 風水害予防計画	10
第1項 水害予防計画	
第2項 高潮災害予防計画	
第4節 火災予防計画	11
第1項 火災予防計画	
第2項 林野火災予防計画	
第5節 地震災害予防計画	13
第1項 地震災害予防計画	
第2項 津波災害予防計画	
第6節 建築物災害予防計画	17
第1項 公共施設災害予防計画	
第2項 その他の公共施設等災害予防計画	
第3項 一般建築物等災害予防計画	
第4項 防災拠点施設の整備	
第7節 危険物施設等災害予防計画	18
第1項 危険物貯蔵所等の現況	
第2項 危険物貯蔵所等の災害予防措置	
第8節 海上災害予防計画	19
第1項 関係機関の協力体制の樹立	
第2項 資機材の整備	
第3項 災害防止の指導啓発	
第4項 海上防災の研修及び訓練	
第9節 鉱山崩壊対策	20

第3章 災害時応急活動事前対策		
第1節	防災業務施設整備計画	21
第1項	通信設備整備計画	
第2項	庁舎施設整備計画	
第3項	広域防災活動拠点の確保	
第2節	気象観測施設等整備計画	23
第3節	災害対策本部設置前の組織体制計画	23
第4節	救助・救急・消火活動体制の充実	24
第1項	救助・救急活動体制	
第2項	消火活動体制	
第5節	避難対策	26
第1項	避難場所対策	
第2項	避難誘導対策	
第3項	避難所運営対策	
第4項	応急仮設住宅対策	
第6節	要配慮者対策	30
第1項	要配慮者の範囲と対応	
第2項	所在情報の把握及び管理	
第3項	防災知識の普及及び避難対策等	
第4項	地域における支援体制の確立	
第7節	災害ボランティア計画	33
第1項	関係機関との協働体制の構築	
第2項	ボランティア登録制度等の整備	
第3項	災害ボランティア連携	
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	34
第1項	備蓄等の基本方針	
第2項	備蓄計画	
第3項	物資等調達協定の締結	
第9節	防災知識普及計画	36
第1項	職員の防災教育計画	
第2項	町民等の防災知識普及計画	
第3項	学校等における防災教育計画	
第10節	自主防災組織育成計画	38
第1項	組織の育成及び強化	
第2項	防災組織の活動範囲	
第3項	防災組織の連係	
第11節	防災訓練計画	39
第1項	防災訓練の実施責務と協力	
第2項	防災訓練の種別及び実施時期、場所、方法等	
第3項	学校教育等での訓練	
第12節	広域応援体制の確立	41
第1項	応援機関の受入体制の整備	
第2項	応援機関との連携強化	
第13節	原子力災害対応計画	42
第1項	町の事務・業務	
第2項	原子力防災等に係る専門職員等の確保	

- 第3項 情報の収集・連絡体制の整備
- 第4項 避難体制の整備
- 第5項 モニタリング体制の整備
- 第6項 健康相談及び医療体制の整備
- 第7項 住民等への知識の普及、啓発
- 第8項 防護資機材の確保
- 第9項 防災訓練の実施

第4章 災害応急対策計画

第1節	災害情報等の収集・伝達	44
第1項	災害情報の収集・伝達	
第2項	被害情報の収集・報告	
第3項	災害時広報計画	
第2節	災害対策本部等の設置	56
第1項	職員配置計画	
第2項	災害対策本部	
第3節	水防対策計画	64
第4節	消防対策計画	65
第1項	消防組織	
第2項	消防活動計画	
第5節	地震災害対策計画	67
第1項	組織計画及び動員配置計画	
第2項	地震災害応急対策	
第6節	避難計画	70
第1項	避難措置	
第2項	避難所の設置	
第3項	広域的避難収容	
第4項	被災者等への的確な情報活動	
第5項	要援護者避難対策	
第6項	車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応	
第7節	罹災者救出計画	78
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	79
第1項	給水計画	
第2項	食料供給計画	
第3項	生活必需品等供給計画	
第9節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画	81
第10節	廃棄物処理計画	82
第1項	廃棄物処理の実施	
第2項	災害廃棄物処理の広域応援体制	
第3項	災害廃棄物処理計画	
第11節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する対策	83
第1項	清掃計画	
第2項	防疫対策	
第3項	死体の捜索及び収容埋葬計画	
第12節	医療助産計画	86
第13節	教育・保育対策計画	87

第1項	教育対策	
第2項	保育対策	
第3項	文化財の保護	
第14節	交通輸送計画	89
第1項	交通応急対策計画	
第2項	輸送対策計画	
第15節	救援物資要請・受入・配分計画	91
第16節	労務供給対策	92
第17節	ライフラインの応急対策計画	93
第1項	情報連絡及び連携体制の確保	
第2項	各関係機関等の応急対策	
第18節	海上災害対策	94
第1項	苓北町の応急対策	
第2項	熊本海上保安部の応急対策	
第3項	関係機関との連携	
第19節	原子力災害対策	96
第1項	原子力災害応急対策	
第2項	応急対策後の対応	
第20節	自衛隊への災害派遣要請計画	98
第21節	緊急消防援助隊要請計画	99
第22節	他機関への出動応援要請	100
第23節	災害救助法関係	101
第1項	災害救助法の適用基準	
第2項	災害救助法の適用手続	
第3項	救助の種類等	
第24節	その他の災害応急対策に必要な事項	102
第5章 災害復旧計画		
第1節	施設災害復旧計画	103
第1項	基本方針	
第2項	復旧計画	
第2節	生業回復等の資金確保計画	104
第1項	基本方針	
第2項	融資制度の充実	

資料編

・ 荅北町における近年の主な気象災害の発生状況	105
1. 重要水防区間一覧表	108
2. 道路危険箇所一覧表	109
3. 地すべり危険箇所一覧表	110
4. 土石流危険箇所表	111
5. 崩壊土砂流出危険箇所	113
6. 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所	114
7. 山腹崩壊危険箇所	120
8. 土砂災害警戒区域等	121
・ 災害対策基本法第59条関係様式	131
・ 災害廃棄物処理支援に係る要請書	139
・ 防災関係機関一覧	140

第1章 総則

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

苓北町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、苓北町防災会議が作成する計画であって、苓北町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって苓北町の地域にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的かつ計画的に実施することにより、防災対策に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

また、この計画は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。

第2項 計画の方針

1. 防災対策を実施するにあたって、次の3項目を基本として、各項目において、町、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策を講ずる。
特に、人的・経済的被害を軽減する、いわゆる減災対策の一層の充実を図る。
 - (1)周到かつ十分な災害予防
 - (2)迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3)適切かつ速やかな災害復旧・復興
2. 町、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、その実施責任を明確にし、次の事項を基本とし、総合的、計画的な各種災害対策の整備及び推進を図る。
 - (1)防災施設・設備の整備等の各種災害対策の促進
 - (2)防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
 - (3)住民の防災意識の高揚、自主防災組織の強化
 - (4)町、県、防災関係機関及び住民間の防災情報の共有
 - (5)男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立
 - (6)関係法令の遵守
3. 住民は、災害初期においては「自らの身の安全は、自らが守る。」を認識し、地域、職場等においてお互いに協力し合い、常日頃から、災害時を念頭に防いた防災対策を講ずるものとする。

第3項 計画の構成と内容

本計画は、町域に係る各種災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであって、被害とその対応策を体系化し、総合的な防災計画として構成した。なお、この計画は、「熊本県地域防災計画」と一体をなすもので

あり、この計画に定めのない事項は、「熊本県地域防災計画」に準ずるものとする。

また、本計画は各種災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

第1項 実施責任

1. 町

町は防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努め、消防機関等の組織の整備並びに区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2. 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務または業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2項 処理すべき事務または業務の大綱

1. 苓北町

- (1) 苓北町防災会議に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に必要な物資及び機材の備蓄整備に関すること。
- (5) 防災思想の普及に関すること。
- (6) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。

- (7) 災害発生の防御と被害拡大の防止に関すること。
- (8) 被災者に対する救護措置に関すること。
- (9) 災害時における文教、保健衛生に関すること。
- (10) 緊急輸送の確保に関すること。
- (11) 災害復旧の実施に関すること。

2. 熊本県

- (1) 熊本県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他の応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務または業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3. 指定地方行政機関

- (1) 熊本海上保安部（天草海上保安署）
 - ① 海上の治安、警備及び救難対策に関すること。
- (2) 熊本県警察本部（天草警察署）
 - ① 災害時における治安・交通・通信等警察行政に係る対策に関すること。
- (3) 天草広域連合消防本部（苓北分署）
 - ① 火災予防等各種災害予防に関すること。
 - ② 水害、火災及び地震災害等の応急対策に関すること。
 - ③ 罹災者救出等被災者の救出保護に関すること。
- (4) 自衛隊（陸上自衛隊西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊）
 - ① 天災地変の際の、人命救助及び財産の保護に関すること。
 - ② 被害の発生または拡大の防止に関すること。

4. 指定公共機関

- (1) 郵便事業株式会社（苓北郵便局）
 - ① 郵便の運行確保対策、災害救助用物資、小包郵便物の料金免除等に関すること。
- (2) NTT西日本(株)（天草営業所）
 - ① 電信電話施設の保全、災害非常電話の調整対策に関すること。
- (3) 株QTnet
 - ① 電信電話施設の保全対策に関すること。
- (4) 九州電力送配電(株)（天草配電事業所）
 - ① 電力施設の防災対策に関すること。

5. 指定地方公共機関

(1) 苓北町建設業協会

- ①町内の危険箇所の点検に関する事。
- ②災害時における応急対策業務の協力に関する事。

(2) 熊本県医師・歯科医師会、天草郡市医師会

- ①被災者の応急対策に関する事。

6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 苓北町消防団

- ①情報収集・伝達に関する事。
- ②災害等に係る警戒防御活動に関する事。
- ③避難誘導に関する事。
- ④消防・水防活動に関する事。
- ⑤被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関する事。

(2) 苓北町農業協同組合

- ①農業関係の被害調査または協力に関する事。
- ②農産物の災害応急対策についての指導に関する事。
- ③被災農家に対する融資または斡旋、ならびに資材・肥料等の確保または斡旋に関する事。
- ④主要食料の需給対策に関する事。

(3) 天草漁業協同組合（苓北支所）

- ①漁業関係の被害調査または協力に関する事。
- ②海産物の災害応急対策についての指導に関する事。
- ③被災漁家に対する融資または斡旋に関する事。

(4) 天草地域森林組合

- ①林業関係の被害調査または協力に関する事。
- ②林産物の災害応急対策についての指導に関する事。

(5) 苓北町商工会

- ①商工関係の被害調査また協力に関する事。
- ②被災商工業者に対する融資または斡旋に関する事。
- ③災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事。
- ④救助用物資・復旧資材の確保についての協力斡旋に関する事。

(6) 苓北町土地改良区・都呂々ダム事務所

- ①ダム水位調整等防災対策関連施設の被害調査又は協力に関する事。

(7) 社会福祉協議会、苓北町区長会

- ①町が行う災害応急対策の協力に関する事。
- ②被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。

(8) 自主防災組織

- ①町が行う災害応急対策の協力に関する事。
- ②情報伝達、区民の避難誘導に関する事。
- ③火災時の初期消火活動等に関する事。

第3節 苓北町の地勢と災害の特性

第1項 苓北町の地勢

本町は、天草の下島の西北端に位置し、北緯32度32分から32度25分まで、東経130度01分から130度07分にまで至る東西9.76km、南北12.3kmで、東は天草市五和町、南は天草市天草町と接し、西は天草灘に望み、北は千々石灘に面している。

地形は起伏量200～400mの小起伏山地が町域の67%を占め、南東部の天草市天草町福連木境に天竺（538m）その北方に柱岳（517m）矢筈岳（480m）水の元（488m）を南北に連ねる稜線が天草灘と千々石灘に分かれている。この分水嶺から都呂々川、志岐川、年柄川、松原川等の諸河川がほぼ北西から南東方向の断層線に沿って天草灘、千々石灘に流れている。各河川とも谷幅が狭く流域が比較的急斜面で降雨の際の流出が速く、地質の関係からA層の有機物の含有量も少なく耐水性に乏しい。このため樹木の育成条件としては、芳しくない状況にある。

また本町における年間平均気温は18.0℃で、年間最高気温は38.0℃、最低気温は-1.0℃となっている。降雨量は年間2000ミリ前後で近隣市町に比べて大差はない。

海岸線の延長は29.6kmで台風襲来の方向によっては恐るべき豪雨、出水、地滑り、高潮などの災害をもたらす。また平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震をはじめ、平成7年に発生した阪神大震災、平成23年に発生した東日本大震災では未曾有の大災害となり、本町においては、大きな活断層はないといわれているが、震度4（中震）の発生はあっており、地震についても警戒が必要であり、さらに、地震発生に伴う津波にも十分な警戒が必要である。

第2項 想定される災害

本町の気象災害を原因別にみると、主な災害は大雨による災害、台風による風水害、高潮による被害で、これらは6月から10月の間に多く発生している。

1. 梅雨による水害

本町の大雨は梅雨によるものが多く、6月から7月の平均降雨量は650ミリ前後であるが、昭和57年には6月だけで695.5ミリの降雨があっている。また、平成5年には8月の降雨量が682.5ミリに達し、地盤が緩んだ上での豪雨により多くの水害が発生している。また、令和3年には8月に大雨が発生し、約1週間で646ミリの連続降雨があっている。

また台風や前線によって、7月下旬から8月にかけてしばしば災害が発生しているので注意を必要とする。

2. 台風による災害

本町は、西は天草灘に、北は千々石灘に面しており、海岸線は29.6kmで台風時の高潮による被害は大である。近年では、平成3年に台風17号、19号が相次いで通過し、風速50m以上の風を直接受け、家屋や農産物、樹木等に大きな被害を受け教訓となっている。

3. 地震及び津波による災害

本町においては、大きな活断層はないといわれているが、付近には布田川・日奈久断層帯、雲仙断層群などがあり、地震及び津波発生が想定される。

また東シナ海などは本格的な調査が行われておらず、大規模な地震が発生する可能性もあり、それに伴い津波の被害なども考えられるため警戒が必要である。

第4節 計画の修正と推進

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して随時検討を加え、必要があるときは速やかにこれを修正するものとする。

また、各機関は、平素から調査、研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 災害予防計画

第1節 災害危険区域（箇所）調査及び事前指導計画

災害が予想される区域または箇所を把握、指定しておき、事前指導または措置を講じ、もって災害を未然に防止するとともに災害発生時における被害を最小限にとどめる等、災害応急対策が速やかに実施できるようにする。

第1項 事前措置の対象となる設備または物件の事前調査

町長は、災害の発生するおそれがあり、また発生したとき、その災害が拡大すると認められる場合、その措置について指示すべき箇所を事前に調査し、的確な指示ができるよう把握しておくものとする。

調査については各所管課が区長等の協力を得て随時行うものとする。

第2項 事前措置の対象となる設備または物件の管理者等への予警告方法

第1項の調査により設備、物件などの除去、または措置を行う必要があると認められるときは、災害対策基本法第59条の規定により、町長はその除去または措置すべき限度等について、これらの所有者または管理者に対して文書により予告または警告等事前に指導するものとする。

また、苓北町全域等が被災した場合又は、隣接する市町村などが被災した場合等における広域的な避難について、直接協議するなど、平時からの役割分担や受け入れ準備に努める。

第2節 山地災害等予防計画

第1項 山地災害予防計画

山地災害は斜面の表層・深層崩壊等に起因する災害であることから、町は町内の森林の保安林指定、治山事業について、その推進を図る。また、地区住民等と協力し、地域に密着した山地防災に関する情報収集能力の強化を図り、災害の未然防止に努める。

第2項 地すべり及び崖崩れ等災害予防計画

地すべり及び崖崩れ等による被害を未然に防止し、あるいは最小限度にとどめるため、必要な事業及び施設の整備を推進し、おおむね次のとおり対策を行う。

1. 防災パトロールの強化

町及び県は、災害予防事前措置として、平常より崖崩れ等の危険がある箇所把握に努めるとともに、関係機関と協力して危険予想箇所について防災パトロールを実施するものとする。

2. 地すべり対策

地すべり危険箇所については、各省の地区指定を受け、防止対策を推進する。

また、梅雨期、大雨時には雨水の排水に努めるとともに常時巡回を行い、地勢の変化や湧水に異常が発見された場合は、警戒態勢を整え、必要に応じ地域住民に周知し災害発生に備える。

3. 崖崩れ及び土石流災害予防対策

パトロールにより崖崩れの危険があると認められる箇所及び土石流危険区域について、町は特に梅雨期及び台風時には、所管課を中心にパトロールを実施し、その状況を役場総務課に連絡するとともに、必要に応じ地域住民に周知させ災害発生に備える。

また、土石流による災害発生の予測は難しいため、町は県・国の指導により危険渓流について関係住民への周知と警戒避難体制の確立を図り、異常降雨時における防災体制の万全を期することとする。また、土石流危険渓流の整備には多大の経費と日時を要するため、今後とも県に対して防災工事の促進を要望していくものとする。

4. 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により指定を受けた地区については、同法に基づき、規制、指導の強化、指定及び崩壊防止工事の実施により災害防止対策の推進に努める。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制を次のように定める。

(1) 警戒等基準雨量

区分	前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの雨量が40mm以上～100mm以下あった場合	前日までの降雨がない場合
第1次警戒態勢	当日の日雨量が50mmを超えるとき	当日の日雨量が80mmを超えるとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2次警戒態勢	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え時間雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

(2) 第1次警戒体制においては、消防団員が危険区域の警戒巡視を行い、役場総務課との連絡を密にするとともに必要に応じ住民等に情報を流す。

(3) 第2次警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、災害対策基本法第56条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の措置を実施する。

第3節 風水害予防計画

第1項 水害予防計画

本町の河川は二級河川として松原川、上津深江川、志岐川、都呂々川の4水系があり、準用河川として小路川、三会川、沖の田川、小松川、普通河川として大迫川、年柄川等がある。

二級河川並びに砂防事業に関しては県に改修事業の促進を要望するとともに、町で管理する河川等についても堆積土の掘削等整備の促進を図る。

また、雨水の流出状況および土砂の河川への流入状況を把握し、既設の護岸等は、出水時に決壊することのないよう維持管理の万全を図るものとする。

さらに、下流の住宅等に被害が発生することが予想される河川、ため池等については、国、県及び関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ等を作成し、住民等に提供するとともに、地域住民の早期避難のための警戒体制の構築に努めるものとする。

第2項 高潮災害予防計画

高潮による災害の未然防止と被害軽減のため、町は港湾、護岸及び防潮堤等の整備を県に要望するとともに浸水想定区域の実態把握及び、地域住民等に対して周知を図るよう努める。

また、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し適切な措置が講じられるように、体制の整備を図るものとし、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を検討するものとする。

さらに船舶の完全けい留により移動、漂流、転覆等の防止及び港湾施設、防潮堤、護岸等の損傷の防止を図るとともに、けい留施設を完備し、指定箇所以外のけい留を禁止する。

なお、气象台より発表される予警報を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸を巡視し潮位、波高等を警戒するものとする。

第4節 火災予防計画

町民の生命、財産を守るため、火災等による災害を未然に防止し、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進め防火知識の普及を推進し、おおむね次のとおり対策を行う。

第1項 火災予防計画

1. 消防力の強化

- (1) 消防水利の定期検査を行い、消防法（昭和23年法律186号）に示す基準に従い整備を行うとともに防火水槽及び消火栓の整備、増強を図る。
- (2) 消防用機械器具は火災発生に対応できるよう常に維持管理及び整備点検を行うとともに、必要に応じて機器の充実、更新を図る。
- (3) 消防団組織の育成強化を図る。
- (4) 民間の消防力組織の育成強化を図る。

2. 火災予防査察の強化

消防法に基づき、天草広域連合消防本部が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

(1) 定期査察

年間査察計画の樹立にあたっては、天草広域連合消防本部と連絡を密にし、管内の対象物を定期的に査察するように依頼する。

(2) 特別査察

天草広域連合消防本部消防長または中央消防署長が特に必要と認めた場合及び査察依頼があった場合に特別査察を実施するので、これに協力する。

(3) 警戒査察

火災警戒中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

(4) 住宅査察

住民の協力を得て、消防団と苓北分署が協力して一般住宅の防火診断を実施する。

3. 消防施設の整備推進

- (1) 建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を推進する。
- (2) 住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発活動を行う。

4. 火災予防運動の展開

- (1) 火災予防運動を春秋に実施するとともに必要に応じて行う。
- (2) 随時町広報、防災行政無線等により防火思想の普及を行う。
- (3) 時宜に応じて講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を行う。

5. 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多人数が勤務する場所、木造大建築物に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等についてあらかじめ万全の対策を講じるよう指導する。

6. 耐震耐火構造の推進

火災による建築物の焼失は大部分が木造であることが考えられる。そこで特に密集地域においては、消防力の強化整備と併せて建築物の不燃化及び耐震化を促進しなければならない。従って老朽住宅等の建て替えに際しては、不燃組立て住宅等防災建築物の建設を推進する。

また公共建物のうち、老朽による危険度の高い建物の新築にあたっては耐震耐火建築物を建設するよう努める。

第2項 林野火災予防計画

1. 林野火災防止に関する啓発

林野火事防止については、随時一般の注意喚起につとめ、毎年火災の発生しやすい3月を「山火事防止運動月間」に定め、次のとおり啓発宣伝をする。

- (1) 広報車による巡回宣伝、立て看板等による広報を実施する。
- (2) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。

2. 林野火災防止の警戒措置

(1) 警戒伝達の徹底

町は、天草広域連合消防本部と連絡を密にし、乾燥注意報、火災気象通報を受けたときは、消防団に連絡するとともに、広報車・防災行政無線の確実な伝達により地域住民への周知を図る。

(2) 火入れ指導の徹底

町長は火入れにあたっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条を厳守させるとともに、気象の状況が火災予防上危険な状態である時は、火の使用（火入れ煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

(3) 巡視、監視の強化

町は、天草広域連合消防本部等の協力を得て、気象状況が火災予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（1～3月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする期間には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見に努める。

(4) 森林の防火管理の徹底

町長は、森林所有者に対し、防火帯、防火道、防火用水等の整備を指導する。

第5節 地震災害予防計画

地震による地表の挙動や構造物に対する影響については、十分解明されていない面が多く、被害量の予測は非常に困難である。

平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震をはじめ、新潟県中越沖地震、岩手宮城内陸地震、さらには平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被災の甚大さを考慮して、家屋倒壊による火災の発生、ダム決壊による水害、急傾斜地の崩壊、道路の寸断等、さらには海に面している本町においては大きな津波の発生を想定して次の項目により災害予防計画を進める。

また、平成26年3月に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、南海トラフ地震に関する計画についても本節において定めるものとする。

第1項 地震災害予防計画

1. 防災知識の普及

町及び、防災関係機関は町民に対して下記により震災に関する知識の普及を図るとともに、相互に密接な連絡を保ち、常に防災意識の高揚に努める。

- (1) 各地域において、住民が自ら参加して体験する訓練の実施。
- (2) 保育園・学校等の施設においては、防災訓練または防災関係行事等を実施して防災に必要な知識の普及に努める。
- (3) 家庭において、地震に関する次の一般的知識の普及に努める。
 - ① 平素の心得として、住宅の点検、屋内の整理点検、火災の防止、応急救護、非常食料の準備、情報の収集、避難場所の確認等。
 - ② 地震発生時の心得として、場所別・状況別の心得、出火防止及び初期消火、避難の心得等。
 - ③ 南海トラフ地震と思われる地震の場合、たとえ遠方で発生したとしても本町に津波等の影響があること。
- (4) 震災時に留意すべき事項等について、町広報紙等を通じ、日頃から住民に周知するなど、地震に対する防災意識の向上を図る。

2. 建築物の安全化

- (1) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- (5) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図る。

(6) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

3. 公共施設等の機能の確保

- (1) 道路及び橋梁は応急対策活動や復旧活動において重要な役割をもつため重点的に、補強、新設及び拡幅等を図るものとする。
- (2) 上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) 学校施設については児童生徒及び職員の安全を図るため耐震性の確保や設備、備品等の安全管理を推進する。

4. 通信施設の整備・確保対策

災害時には、地震情報、被害情報、避難情報等各種の情報量が飛躍的に増大する可能性があるため、下記により情報伝達に必要な通信施設等の点検、整備拡充を図る。

- (1) 有線通信施設は、震災時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を確認し、また機器配線等の点検整備を定期的に行う。
- (2) 防災行政無線施設は、地震発生後直ちに災害情報を伝達できるよう予備電源の確保、機器等の転倒防止に努め、定期的に点検整備を行う。
- (3) 熊本県防災行政無線等施設は、県と協力し機器等の転倒防止に努め、定期的に点検を行う。

5. 地震火災対策

地震発生による火災を最小限に抑えるため、消防体制を強化するとともに、耐震性貯水槽の建設など水利の確保を図る。

消防団にあっては、天草広域連合消防本部の協力を得て、地震によるあらゆる障害を想定した地震時における消火体制の確立をするための訓練を実施する。

6. 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進し、施設管理者に防火対策を講ずるよう指導する。

7. 避難対策

地区ごとに住民人口に応じた安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を行う。また避難場所を指定した時は、これを広報紙等によりあらかじめ地域住民に周知を行う。

8. 災害応急対策への備え

災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

第2項 津波災害予防計画

津波による被害を予防するため、防潮堤、河川護岸等の災害予防施設の計画的な整備、津波情報の伝達体制や避難対策など津波防災体制を充実させ、下記により沿岸住民や海浜利用者の安全の確保を図る。

1. 海岸堤防・防潮堤等の海岸保全施設等の点検・整備

町は、県と連携をとり、沿岸地域の海岸堤防・防潮堤及び河川護岸等について、必要に応じ老朽度、天端高の点検及び耐震診断を行う。点検等の結果、安全性、有効性に問題がある施設については、改修、補修、補強等の措置を県に要請する。

2. 防潮堤門扉の整備

町は、地震発生時には、沿岸地域を津波から守るため迅速かつ安全にこの門扉を閉じる必要があることから、閉鎖順序や門扉の分担など津波警報から門扉閉鎖までの行動マニュアルを関係機関と協議して作成する。また、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門・陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を検討するものとする。

3. 津波警報・注意報の伝達体制の整備

町は、津波警報・注意報の正確な伝達を図るため、気象業務法で定める警報等の種類の周知徹底を図るとともに、津波警報・注意報を迅速、確実に伝達するため、防災行政無線、広報車及びサイレン、携帯電話への一斉メール（エリアメール）等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図る。

また町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、昼夜、休日を問わず迅速な津波警報・注意報の受伝達を可能とする組織体制を確立しており、平常時から防災関係機関は、津波警報・注意報の情報伝達経路、伝達先を再確認し、常に関係機関の協力が得られるよう、連携を密にする。

なお、情報伝達の際は、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

4. 津波監視体制の整備、強化

町は、津波の監視場所として、監視者の安全を考慮のうえ、津波の早期発見に適した場所を事前に選定する。

津波の監視は消防団並びに苓北分署が主に行うが、さらに平常時から天草漁業協同組合苓北支所等関係機関との連絡体制の強化を図る。

5. 避難対策

町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、広域避難地や拠点避難地等の避難場所や避難路を整備、確保し、避難のための誘導標識、手すり、外灯等の環境整備を図る。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策についても検討するものとする。

さらに、緊急地震速報が放送され、または大きな地震が発生したときは、身の安全を確保し、揺れが止んだ後は津波発生のおそれがあるので、直ちに指定された避難場所へ避難するよう住民に指導、啓発する。

避難誘導する場合は、津波到達予想時刻を考慮し、自らの命を優先する。

また、各区及び自主防災組織は、日頃から避難場所、避難路の確認を行う。

6. 避難困難地区対策

町は、地震発生から津波到達まで、時間的に指定避難所への避難ができない、周囲に高台等がない、また要配慮者が時間的に安全に避難できない等の課題がある地区において、津波避難タワー等人工施設の整備を推進する。

7. 津波防災知識の普及

町は、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行うため、広報紙、パンフレット、ホームページ等の広報媒体を利用するとともに、避難場所に関する資料の配布、講演会の開催、防災訓練の実施等により、津波に対する正しい知識の普及、津波対策の周知を行う。

8. 津波防災訓練の実施

町は、防災関係機関、町民及び自主防災組織等と合同で、実践的な津波情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

第6節 建築物災害予防計画

第1項 公共施設災害予防計画

公共施設において、被害の可能性がある施設については適切な防災対策を推進する。

さらに、保有するデータについて、多岐にわたるバックアップにより、万が一の被害に備えるよう努める。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2項 その他の公共施設等災害予防計画

天草警察署苓北交番などの町施設以外の防災上重要な建築物については、それぞれの管理者が適切な防災対策に努めるものとする。

第3項 一般建築物等災害予防計画

町は、平成12年5月までに着工した住宅の所有者に対して、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助を行う。

また、耐震診断や改修の普及・啓発活動や、相談体制の充実、税の特例措置等により、既存建築物の耐震化を促進する。

第4項 防災拠点施設の整備

災害時に応急対策の中心的役割を果たす施設の整備を推進し、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

既存の施設については、災害に対する安全性の確保に努めるため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保、整備を図る。

第7節 危険物施設等災害予防計画

第1項 危険物貯蔵所等の現況

本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。

貯蔵所					
屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計
2	8	3	1	3	17

取扱所			総計
給油取扱所	一般取扱所	小計	
12	5	17	34

第2項 危険物貯蔵所等の災害予防措置

- (1) 危険物貯蔵所等の災害予防査察は、年1回以上実施し消防設備の維持管理及び変更等の届出を励行させる。
- (2) 実務に携わる危険物取扱者に対しては、県及び危険物協会等と共催して再教育を実施し、法令の遵守及び資質の向上を図る。
- (3) 少量危険物は、天草広域連合火災予防条例（昭和48年条例第22号）により技術上の基準が規定され、また届出の義務がある。これらには、届出の励行を図るとともに、危険物取扱いの免状を取得するよう積極的に指導する。
- (4) プロパンガスは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）により経済産業省及び県の所管とされているが、一般家庭及び販売店のプロパンガスを重点とした防災点検を実施する。

第8節 海上災害予防計画

海上において船舶の衝突、火災、積載油の流出等により、沿岸住民に被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合に、災害を防止するための応急対策への備えについて必要な事項を定める。

第1項 関係機関の協力体制の確立

海上における災害に備え、町および熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう、資機材及びその数量を予め把握しておくとともに各関係機関と緊密な協力体制を確立する。

第2項 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材の備蓄整備に努める。

第3項 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は船舶等関係者並びに一般に対して安全運航、危険物取扱に関する心得等について注意を喚起するとともに各種海難防止運動を通じこれら災害予防知識の普及徹底を図る。

第4項 海上防災の研修及び訓練

町をはじめ熊本海上保安部、県、その他関係機関は、沿岸住民の生命財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を実施する。

第9節 鉱山崩壊対策

本町の特殊事情として、炭坑、陶石採取があり、これに伴うボタ山は次のとおりとなっている。

災害対策は「第2章 第2節 第2項 4」によるものとする。

炭鉱名	ボタ山	所在地	ボタ山形状	高さ(m)	敷地面積(m ²)
久恒炭坑	深江	上津深江字桐の木2201-1	平積	10	3,000
〃	牛の迫2号	志岐字牛の迫1986-1	山腹平積	20	2,400
坂瀬川	三抗	坂瀬川字鶴の尾1895-11	山腹平積	80	6,600
苓州	第一	内田字下長迫489-3	山腹平積	26	3,300
和久登	本抗一卸	都呂々字上和久登石5357	山腹平積	20	2,500
〃	本抗一卸	都呂々字大畠5354	山腹平積	8	1,800
涼松	本抗	都呂々字炭山5642-2	ピラミッド	15	1,000
大嶽	本抗	坂瀬川字垣の本816-1	山腹平積	35	6,500

第3章 災害時応急活動事前対策

第1節 防災業務施設整備計画

災害発生の未然防止及び被害拡大防止のための水防、消防および救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または、推進、並びに防災業務施設の被害の予防を図る。

また、地震・津波等各種災害が発生し県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防をはじめとする、応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点の確保を図る。

第1項 通信設備整備計画

防災、応急活動、避難、災害復旧対策等に関する業務を迅速かつ適切に遂行するためには、まず情報連絡体制を確保することが不可欠である。特に災害時における有線通信の途絶に備え、防災関係機関相互の情報連絡網として無線通信施設が担う役割は極めて大きい。

また、災害時における町民のパニックの防止、安全確保のためにも、迅速、的確な情報の収集及び伝達を図ることが必要であることから、各種通信施設の機能強化に努める。

1. 通信施設の機能確保及び管理等

町は、有線電話、防災行政無線設備の機能を維持するため、機器類及び非常用電源設備等を定期的に点検、保守管理を行うとともに、機器類の転倒防止、予備電源の確保を図る。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

2. 防災行政無線等の整備、拡充

町は、災害時における関係機関との情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、町民や避難所等との情報伝達手段や交信の輻輳などへの対応として、防災行政無線の整備、拡充を図る。また、通信施設に支障があった場合に備え、通信手段の多重化に努める。

さらに、無線や携帯電話の不感地域対策のため電波中継局等の設置を検討、推進する。

3. 県防災行政通信網の活用

有線、衛星の2系統の県防災通信網は災害時においても信頼性が高いため、災害情報や被害報告など情報伝達に積極的な活用を図る。

4. 広報体制の確保

町ホームページやエリアメール等携帯電話を活用した災害情報の提供体制を整備する。

5. 安否情報システム等の活用

消防庁の安否情報システムの活用を図る。

第2項 庁舎施設整備計画

役場庁舎（出張所含む）は、災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波をはじめ、各種大規模災害発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、庁舎の浸水対策の実施や、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、災害発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備を実施しておくものとする。

また、災害発生時の被災者の円滑な救出・救助活動等に支障が生じないよう、住民情報等の保管場所や保管媒体を複数確保するなどコンピュータシステムやデータのバックアップ体制を整備するものとする。

第3項 広域防災活動拠点の確保

町は、大規模災害時において、町民総合センター付近等を含め、救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災活動拠点を確保し、整備するものとする。

また、上記拠点には、被災地外からの人員や物資を集結、搬送するための広場や緊急情報の通信施設、防災資機材や物資を備蓄する施設等を整備するものとする。

第2節 気象観測施設等整備計画

本町における気象観測装置は次のとおりであり、その他の装置についても整備を図る。

種別 所属	所在地 ※ () は観測局名	機器類
苓北町役場	志岐660番地	雨量計、風向風速計
熊本県	志岐660番地	震度計
	富岡字江理378番3 (富岡漁港)	風向、風速、 潮位、雨量計
	坂瀬川字黒染1872-3 (大岳) 志岐字犬戻3855-1 (苓北) 富岡字丸山2208 (富岡) 都呂々字下方針6000番地4 (天竺)	雨量計
	坂瀬川字宮原 (松原川) 上津深江字川向 (上津深江川) 志岐字茶摘田 (志岐川)	水位計
	苓北分署	志岐 1 2 3 1 番地

第3節 災害対策本部設置前の組織体制計画

災害発生時において、職員が迅速かつ確実に災害応急活動が実施できるように、各種マニュアルの見直し及び整備を行う。

加えて、地震災害時は、刻々変化する被災者のニーズに即応できることが必要であるため、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に対応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第4節 救助・救急・消火活動体制の充実

災害時において集中的に発生することが予想される救急、救護事象に対処するため、救急資機材の備蓄に努め、苓北分署や消防団、町民の協力を得て関係医療機関と連携のもとに一貫性のある救助、救急体制を確立する。

また、火災の防止に関しては、出火防止、初期消火のための備えを推進するほか、同時多発火災あるいは大火災の発生に備え、苓北分署、消防団の消防体制や消防水利を強化する。

第1項 救助・救急活動体制

1. 救急体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

町は応急救護所の開設に必要な資機材の整備並びに体制を確立する。

(2) 救急医療情報体制の整備

町は、医療機関との連絡手段の確保を図り、有機的な連絡協力体制を整備する。

(3) 消防団の活動強化

町は、消防団の応急的救急活動を効果的にするため、救助資機材の整備と消防団員に対し応急手当等の指導を行い技術の向上を図る。

(4) 町民の応急救護知識技術の指導

町は、災害時における町民相互の応急救護活動を効果あるものとするため、町民に対し防災訓練指導と併せ傷病者を応急に救護するために必要な、知識、技術について指導する。

2. 救助体制の整備

町は、発災初期における倒壊建物等からの救出、救助事象に対処するため、救助資機材等の整備増強を図るとともに、消防団等とも連携をとりながら救助体制を確立する。

また、救助作業中の二次災害の防止に努める。

第2項 消火活動体制

1. 出火防止対策

(1) 住宅用火災警報器の設置促進

消防法関係法令等の改正により、一般住宅の寝室等に火災警報器の設置が義務づけられたことから、町は町民に対して設置の促進を啓発する。また、任意である台所への設置も推奨する。

(2) 出火防止知識の普及

町は、各家庭及び事業所において災害時に出火させないための予防対策として、防火防災啓発ビデオの活用あるいは広報紙、パンフレット等の印刷物を活用する。また、火災予防運動を通じて出火防止知識の普及、高揚を図る。

2. 初期消火対策

(1) 消火器等の普及

①各家庭における消火器具の普及

町は、初期消火体制の整備のため、各家庭においても消火器等の消火器具を自発的に設置するよう指導する。

②事業所等における消火器具の普及

町は、各事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの目的に応じた実用的な消火器具を設置するよう指導する。

(2) 自主防災組織の強化

①町民

町は、初期消火の実効を高めることを目的に町民個人はもとより、地域の組織的な活動力の向上を図るため、訓練指導体制を強化する。

特に、春秋の火災予防運動、防災の日等を中心に初期消火訓練、避難訓練等を通じて、町民の防災行動に関する具体的な知識、技術の指導にあたり、実践的行動力の向上を図る。

②地域

自主防災組織については、すでに組織化されている地区もあるが、未組織の地区については、町が自主防災組織づくりを指導推進する。

③事業所

町は、各事業所等における自衛消防組織の育成強化を図る。

3. 火災の拡大防止対策

(1) 消防の広域化への対応

消防体制の一層の充実強化と高度化を図るため、近隣自治体と連携し、広域化及び広域連携についての調査・検討を推進する。

(2) 消防団体制の確立と強化

町は、消防団組織の整備と活動任務を明確化し、災害時の参集計画、運用計画などの活動体制を整備するとともに、防災資機材倉庫、活動資機材を充実し、災害時に対応できる消防団体制を確立する。

また、消防団詰所を地域の防災拠点と位置づけ、消防団は、町職員、自主防災組織及び地域住民との連携を図る。

(3) 被害予想に対応した活動要領の習熟

町は、火災の被害予想に対応した作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、消防団員の教育訓練並びに発災時の活動要領の習熟を図る。また、災害時における大規模火災等に関する事前計画を策定するなど、大規模火災等への対応を図る。

(4) 消防水利の整備

町は、消火栓が使用不能となった場合に備え、防火水槽や耐震性貯水槽等の消防水利の整備を行い、水利の確保に努める。

(5) 消防自動車等の整備及び更新

町は、消防車両及び消防用小型動力ポンプの整備更新を行う。

(6) 消防広域応援要請方法及び受入体制の整備

同時多発火災の発生や延焼が拡大した場合、町の保有する消防力では対処できないことも予測される。このため、消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣要請の手続きや応援受入れ等、広域応援体制の整備を図る。

第5節 避難対策

災害発生時には、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、指定避難所の環境整備や安全対策を進めるとともに、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するための事前対策を進める。なお、別に定める「避難所運営マニュアル等」に基づき対応することとする。

第1項 避難場所対策

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生、または拡大し町民が危険な状況と判断される場合に、一時的な避難のため、または住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、応急的な救助を行うため避難所を指定し、その環境整備及び安全対策と周知を図る。

1. 避難所等の指定

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所を別表のとおり指定する。

第2項 避難誘導対策

町は、災害が発生した場合に被災者を安全な場所に迅速かつ適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意する。

- (1) ハザードマップ等を活用し、町民に対し災害が発生した場合の避難場所、避難時の留意事項等について活発な広報活動を行い、住民が平素から避難訓練等を実施できるよう周知する。
- (2) 町内の学校、会社、事業所、商店、交通機関その他多人数が集合する場所の責任者、管理者等に対して、避難対策等の安全確保対策について適切な指導等を行うとともに、日頃からの連携に努める。
- (3) 避難場所への標識、手すり、外灯の設置や避難路の整備を行うとともに、車いすの整備や施設のバリアフリー化など要配慮者に配慮した避難環境の整備を図る。
- (4) 町及び関係機関は、避難の指示を発する手順、伝達方法、機関相互の連絡方法等をあらかじめ定めるよう努める。

第3項 避難所運営対策

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

町は、要配慮者への支援、プライバシーの確保、感染症予防対策、男女共同参画及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル等を作成し、関係者への周知をはかるとともに設備等を整備するものとする。また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、災害時における通信手段の確保のための特設公衆電話の設置や換気、照明等良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、できるだけ避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、その他資機材等、避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第4項 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に行うため、建設可能用地の選定、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等マニュアルの作成や防災公園等整備や民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の確保等、発災時における応急体制の確立を図る。

別表1 指定緊急避難場所（注1）

NO	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数 (4㎡当1人)	海拔
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫			
1	坂瀬川集会所			●	●				●	8人	7m
2	坂瀬川公民館	●	●	●	●				●	109人	4m
3	坂瀬川小学校体育館	●	●	●	●				●	173人	4m
4	苓北町坂瀬川体育館	●	●	●	●				●	98人	4m
5	坂瀬川グラウンド					●					26m
6	大師山					●					41m
7	上津深江集会所	●		●	●				●	34人	6m
8	天神山					●					35m
9	西日本プラント寮					●					13m
10	上津深江広域避難地	●	●	●	●	●					25m
11	町民総合センター	●	●	●	●				●	68人	14m
12	志岐小学校体育館	●	●	●	●				●	135人	9m
13	苓北中学校体育館				●				●	146人	2m
14	苓北町役場				●	●			●	26人	12m
15	苓北町志岐集会所		●	●	●						8m
16	志岐城跡					●					49m
17	農構センター					●					12m
18	温泉センター					●					39m
19	総合武道館					●			●	165人	26m
20	体育センター					●			●	334人	19m
21	苓北町拠点避難地			●	●	●					30m
22	国照寺					●					18m
23	明神山地区避難所					●					12m
24	紺屋町地区避難地					●					12m
25	円通寺跡					●					25m
26	富岡公民館		●		●				●	38人	4m
27	富岡小学校体育館		●	●	●				●	101人	7m
28	天草拓心高校マリン校舎体育館			●	●	●			●	135人	13m
29	瑞林寺			●							8m
30	富岡城公園			●		●					69m
31	鎮道寺					●					12m
32	富岡温泉ホテル跡					●					17m
33	富岡地区避難地					●					12m
34	都呂々公民館	●	●	●	●				●	38人	7m
35	都呂々小学校体育館		●	●	●				●	210人	3m
36	苓北町都呂々体育館		●	●	●				●	98人	3m
37	木場地区交流施設				●				●	11人	150m
38	木場集会所		●		●	●			●	23人	129m
39	都呂々神社			●		●					26m

別表2 指定避難所（注2）

NO	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数 (4㎡当 1人)	海拔
		洪水	崖崩れ、土 石流及び 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫			
1	坂瀬川集会所			●	●				●	8人	7m
2	坂瀬川公民館	●	●	●	●				●	109人	4m
3	坂瀬川小学校体育館	●	●	●	●				●	173人	4m
4	苓北町坂瀬川体育館	●	●	●	●				●	98人	4m
5	上津深江集会所	●		●	●				●	34人	6m
6	町民総合センター	●	●	●	●				●	68人	14m
7	志岐小学校体育館	●	●	●	●				●	135人	9m
8	苓北中学校体育館				●				●	146人	2m
9	苓北町役場				●	●			●	26人	12m
10	総合武道館					●			●	165人	26m
11	体育センター					●			●	334人	19m
12	富岡公民館		●		●				●	38人	4m
13	富岡小学校体育館		●	●	●				●	101人	7m
14	天草拓心高校マリン校舎体育館			●	●	●			●	135人	13m
15	都呂々公民館	●	●	●	●				●	38人	7m
16	都呂々小学校体育館		●	●	●				●	210人	3m
17	苓北町都呂々体育館		●	●	●				●	98人	3m
18	木場地区交流施設				●				●	11人	150m
19	木場集会所		●		●	●			●	23人	129m

※災害発生の恐れがある区域及び災害が発生している区域の状況を踏まえ、別表1、別表2の中から、その都度避難場所、避難所を指定する。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放が速やかに行われるよう管理体制を整備しておくものとする。

* その他、必要に応じて各地区公民館等を避難場所及び避難所として臨時に指定する。

* 特設公衆電話設置箇所（9箇所・非常時に電話機を接続することにより使用可能）

坂瀬川小学校体育館、上津深江集会所、町民総合センター、苓北中学校体育館、苓北町役場、富岡公民館、富岡小学校体育館、都呂々公民館、都呂々小学校体育館

- 注1. 指定緊急避難場所とは、災害発生または発生の恐れのある場合に危険から逃れるための避難場所。
- 注2. 指定避難所とは、災害時の拠点施設として、情報・物資・食事の提供などを行う避難場所。

第6節 要配慮者対策

災害時に、障がいのある方やお年寄りなど要援護者といわれる方は、より被害を受けやすく避難等に手助けが必要となることが想定される。

広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には制約があることから、本町が平成20年度に策定した「苓北町災害時要援護者支援計画」に基づき、要援護者に対する支援活動が、地域の協力により実施できるよう、防災関係機関はもとより各区や各福祉関係者、諸団体と連携し、福祉的支援とともに自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった支援を目指す。

*平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時要援護者については要配慮者と定義されているため、以後については要配慮者と表記する。

第1項 要配慮者の範囲と対応

1. 要配慮者の範囲

本町では、災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な要配慮者の概ねの基準を以下の通りとする。

65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居高齢者 ・ 高齢者のみの世帯 ・ 要介護度3以上 ・ その他の高齢者
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者手帳1級、2級所持者 ・ 療育手帳A1、A2所持者 ・ 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ・ 視覚障がい者 ・ 聴覚障がい者 ・ 肢体不自由者 ・ 音声・言語・そしゃく機能障がい者 ・ 内部障がい者 ・ その他障がい者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊産婦 ・ 乳幼児 ・ 難病患者 ・ 外国人

2. 対応方針

(1) 要配慮者の対応方針

要配慮者の範囲は広く、また障がいの内容や程度等によっても一人

ひとりの状況が異なるなど、災害時において個々の場合について対応することは難しいため、事前の防災対策及び避難誘導、介助等は本人または家族等が行うことを前提とし、近隣互助及び自主防災組織をもってこれを支援することを基本とする。

(2) 町の対応

町は、この方針に基づき、本計画における要配慮者関連対策の中で、事前の予防対策や災害発生後の避難対策等について必要な措置を講ずる。

苓北町の要配慮者利用施設の一覧

番号	施設名	番号	施設名
1	坂瀬川保育園	18	老人福祉センター
2	宮原保育園	19	和（なごみ）
3	志岐保育園	20	臥龍園
4	国照寺保育園	21	グループホーム菜の花
5	富岡保育園	22	グループホーム昴
6	都呂々保育園	23	グループホームきらめき
7	坂瀬川小学校	24	天草整肢園
8	志岐小学校	25	苓龍苑
9	富岡小学校	26	はまゆう療育園
10	都呂々小学校	27	天草更生園
11	苓北中学校	28	楽洋の里
12	拓心マリン校舎	29	寿康園
13	苓北支援学校	30	梧葉苑
14	猪口医院	31	慈恵苑
15	天草慈恵病院	32	グループホームひまわり
16	苓北医師会病院	33	はるかぜ
17	苓北クリニック		

第2項 所在情報の把握及び管理

1. 情報の把握

町は、対象者本人やその家族の同意を得た上で苓北町避難行動要支援者リスト（以下「要支援者リスト」という。）を作成する。要支援者リスト作成にあたっては、個人情報保護に十分留意する。

2. 台帳の管理

町は、名簿により各地区の要配慮者の登録台帳を作成する。また、常に新しい情報を把握するため、定期的に更新を行う。

作成した台帳等は町で保管し、必要に応じて苓北分署・消防団、自主防災組織、行政区、民生委員、児童委員、苓北交番、社会福祉協議会（以下「関係支援団体」という。）に対して開示を行う。

第3項 防災知識の普及及び避難対策等

町は、要配慮者に対する事前の予防対策として次の事項を行う。

1. 防災知識の普及

要配慮者のいる世帯に対してパンフレット等を配布し、防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を呼びかける。

2. 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3. 災害時の避難対策等

(1) 安全確保体制の整備

自主防災組織等地域における要配慮者支援体制の確立を図る。

さらに、登録者の身体状態等に配慮した活動を円滑に行うことができるよう、町は対策を講じる。

(2) 情報伝達体制の整備

地域と連携した要配慮者への安否確認や情報伝達体制の整備を図り、また、障がい者の自宅にファックスの設置を推進するほか、視力・聴覚障がい者に対する災害情報の提供のため、文字情報や音声情報等の伝達手段を検討し、整備に努める。

特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。さらに、町は水防法に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し洪水予報等気象情報の伝達を行う。

(3) 避難施設等の整備

避難施設となる学校施設等に車椅子を配備するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。

また、病院、社会福祉施設の活用を含め、障がい者等の要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を推進する。現在、町の福祉避難所として、はまゆう療育園、梧葉苑、慈正会、寿康園、コミュニティセンターを指定している。

さらに町は、沿岸部に多数点在する大規模な医療、介護、障がい者施設及び支援学校の入院患者、入所者、児童生徒並びに職員、また地域の要配慮者等を避難、収容、保護するため、上津深江地区介護福祉ゾーン等、拠点避難地を確保、整備し、物資、人員等の輸送や防災資機材（医療資機材含む）等の備蓄等ができるよう、避難地の環境整備を推進するものとする。

(4) 住宅対策

要配慮者の応急仮設住宅への優先入居についての基準の整備を図る。

また、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の提供についての検討を行う。

(5) 各種ケア体制の整備

手話通訳者、介護員等のボランティアの育成及び支援体制の整備を図る。また、避難所や在宅での生活が困難な要配慮者に対する社会福祉施設の受け入れ協力体制の整備や、避難所生活における要配慮者ケア体制の整備を図る。

さらに、独居老人等の応急仮設住宅入居者のケア体制の整備を図る。

第4項 地域における支援体制の確立

要配慮者の対応は、関係支援団体を中心とした地域が一帯となった支援が不可欠であるため、関係支援団体は相互連携を保ち、次の支援体制の確立に努める。また、町はその確立について指導及び支援を行う。

1. 対象者の把握

関係支援団体は、対象者の私生活に配慮しながら、平常時から地域に居住する要配慮者の把握に努める。

2. 災害時の避難誘導及び救助等

関係支援団体は、災害時における要配慮者の避難誘導、救助、安否確認、避難生活上の措置等についての対策を事前に講じておくものとする。

また、要配慮者参加による避難シミュレーション訓練等を通じ、円滑な避難が可能かどうか検証を行うものとする。

なお、関係支援団体における要配慮者対策の整備については、福祉保健課、総務課が協力して指導及び支援を行う。

第7節 災害ボランティア計画

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合、行政だけでは対応できない。被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアによる活動が大きな力として期待される。

そこで、災害発生時におけるボランティアによる救援活動が円滑かつ効果的に展開できるよう、町は関係機関等との連携のもと、平時から以下の事業を推進し、体制整備を図る。

第1項 関係機関との協働体制の構築

1. ボランティアの育成

町は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、県や関係機関、団体と連携し、平常時における登録、研修、災害時における活動の受け入れ窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る研修などによりその育成を図る。

2. ボランティアネットワーク等の設立

町と社会福祉協議会は、ボランティア活動に理解のある各種団体、個人等のネットワーク化を図り、初動体制等を定めたマニュアルの策定を進め、関係機関、団体の役割を明確にし、連携強化、情報の集約体制等の強化に努めるものとする。

第2項 ボランティア登録制度等の整備

町と社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの人材確保とネットワークの組織体制の充実を図るため、ボランティアの登録体制の整備を図る。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第3項 災害ボランティア連携

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第8節 飲料水、食料及び生活必需品等の供給対策

災害時には、食料、飲料水、燃料、救助物資及び資機材を速やかに調達しなければならない。そのために、平素からこれらの備蓄を行うとともに、飲料水、食料及び生活必需品等の確保のため対策を講じ、救助活動の迅速かつ的確化を図る。

第1項 備蓄等の基本方針

町は、平常時における飲料水、食料、生活必需品等の備蓄等にあたり、次の基本方針に沿って行うものとする。

1. 町民の準備の徹底

災害が起きたときのために、町民には最低3日分の飲料水・食料及び非常持出し品（救急医薬品、懐中電灯、ラジオ等）等を必ず準備するよう周知徹底を図る。

2. 分散備蓄の実施

災害時に被災者に対する応急対策が円滑かつ効率的に行えるように食料

、防災用資機材の備蓄等については、地理的、交通的な事情等を勘案し、町域内の適切な場所に適切な量を分散して備蓄する。

3. 流通備蓄の拡大

一定量または一定品目以上の備蓄について、保存年数、避難の長期化等に伴う町民の嗜好の変化等を考慮し、関係業者等との協定による流通備蓄の拡大を図る。

4. 要配慮者等への配慮

飲料水、食料、生活必需品等の備蓄にあたり、要配慮者等に配慮した備蓄品目を考慮するものとする。

第2項 備蓄計画

町は、避難所等に備蓄倉庫の設置を推進し、緊急用食料、生活必需品その他資材等の備蓄を行い、被災者の救急救助活動の円滑化を図る。

1. 食料等の備蓄

食料等の備蓄品目は、飲料水、保存食（アルファ米等。アレルギー対応食品、介護食品等含む。）とし、流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。目標備蓄量は、各避難所の収容人数の3日分とする。

2. 燃料の備蓄

支援物資供給、救急医療、道路・上下水道等ライフラインの復旧等に必要燃料について、備蓄方法の検討に取り組み、石油関係団体と協定を締結するなど、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

3. 生活必需物資の備蓄

生活必需物資の品目及び備蓄量は、現在の備蓄状況及び流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。

4. 防災用資機材の整備

防災用資機材の品目及び備蓄量は、現在の備蓄状況及び流通備蓄の協定の締結等の推移等を考慮しながら計画的に備蓄の充実を図る。また、防災関係機関や民間事業者との連携により応急・復旧用資材の確保に努めるものとする。

5. 分散備蓄の実施

食料、生活必需物資及び防災用資機材の分散備蓄は、避難所を中心にして行うものとする。

第3項 物資等調達協定の締結

1. 調達協定の推進

町は、災害時における食料品、生活必需物資、医薬品等の調達に当たり、災害の状況、季節性、長期化に伴う町民のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて順次関連業者等との調達協定の推進を図る。

2. 調達協定締結の周知

災害時の応急対策の円滑化を図るため、町は調達の協定を締結するときは、関係各課の意見を取り入れるとともに、締結後は、速やかにその内容について関係各課に周知する。

第9節 防災知識普及計画

災害時、被害を最小限に食い止めるためには防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。そのため町職員だけでなく、町民、学校等、事業所及び各種団体（以下「町民等」という。）が冷静な判断や適切な行動を取れるよう、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底と防災意識の高揚を図る。

その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に十分配慮するものとする。

また、防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

第1項 職員の防災教育計画

町は、防災業務に従事する職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員行動マニュアルを配付する。また、災害時における参集、配備及び応急活動における役割の周知や感染症が発生した場合の対応など、さまざまな被災場面を想定した訓練・研修などを実施するとともに、防災研修、防災講演会等による防災教育に努める。

第2項 町民等の防災知識普及計画

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

町は、関係機関と協力して、町民等に対して防災知識の普及を実施するものとする。防災知識の普及は、地域の実情に応じて地区単位、職場単位等で行うものとし、その方法と内容は、次のとおりとする。

1. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の方法

- (1) 町民等に対する出前講座や講演会等の開催
- (2) 自主防災組織活動に対する指導協力
- (3) 町広報紙及び印刷物の配布
- (4) ホームページ等インターネットの活用

2. 町民等に対する防災知識の普及及び広報の内容

- (1) 苓北町地域防災計画の概要

(2) 災害予防及び応急措置の概要

災害予防および応急措置の概要については概ね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ①土砂災害に関する一般的知識 | ⑤避難先及び避難方法 |
| ②風水害に関する一般的知識 | ⑥災害時の心得 |
| ③地震及び津波に関する一般的知識 | ⑦災害時の自助、共助、
公助の考え方と役割 |
| ④火災予防に関する一般的知識 | ⑧その他必要事項 |

3. 防災アセスメントの実施等

町は、必要に応じて地区の防災的見地からの防災アセスメントを行い、町民の避難、防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、町民等に配布するとともに、研修会等により防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災マップ等を活用し、防災に対する意識高揚や地域防災力の向上を推進する。

町内に在住する外国人についても関係機関と調整しながら、普及促進を図るものとする。

第3項 学校等における防災教育計画

保育園及び学校等は、園児、児童、生徒等に対して防災知識の普及を実施するものとする。防災知識の普及は、防災訓練や各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して防災教育の徹底に努めるとともに、保護者に対する周知を図ることとし、内容は次のとおりとする。

1. 学校等における防災教育の内容

- (1) 災害時の身体の安全確保の方法
- (2) 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- (3) 各種災害発生のしくみ
- (4) その他必要事項

2. 保護者への周知内容

- (1) 避難ルート及び避難場所
- (2) 各災害時の保護者への児童の引き渡し方法
- (3) その他必要事項

第4項 学校教育における防災知識の普及

町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第10節 自主防災組織育成計画

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動能力が著しく低下することが予想される。

このような場合には、隣保協同の精神に基づく地域住民による防災活動が実施できる体制を確立しておくことが、被害の未然防止・軽減を図るうえで、より有効な防災対策となるため、町は、事務所、事業所等の法令に基づく自主防災組織、その他の自発的な自主防災組織及び地域住民による自主防災組織が災害時に防災・減災活動を積極的に実施することができるよう日頃から育成強化を図る。

第1項 組織の育成及び強化

町は既存の自治会等の自治組織を基本とした自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導等を行うものとする。

また、設立・活動の手引きとなる設立実践マニュアル等の配布や活動時に必要な資機材等の整備促進により組織化を推進するとともに、苓北分署や消防団と連携し各種訓練や防災教育を実施し、住民の共同作業の円滑化や自主防災組織の核としての活動が期待される防災リーダーの育成を図る。

また、組織の結成、育成の中で女性の参画の拡大や防災士等の資格所有者の活用に努めるものとする。

さらに、マイタイムラインについての普及啓発や、地区防災計画の作成など、「自分たちの地域は自分たちで守る」に努める。

第2項 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲はおおむね次のとおりとする。

1. 平常時

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練
- (3) 地域の中の点検
- (4) 避難場所の確認

2. 災害時

- (1) 初期消火等の災害応急活動
- (2) 情報の収集及び伝達
- (3) 避難誘導
- (4) 負傷者の救出・救護
- (5) 給水給食活動

第3項 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など町内の各防災組織との連携強化を行い、自主防災組織の資質向上及び活性化を図る。

第 1 1 節 防災訓練計画

災害対策基本法第 4 8 条及び水防法第 2 8 条に基づき災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携を行い、総合的な訓練を実施するための実施方法等必要な事項について定める。

第 1 項 防災訓練の実施責務と協力

町は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て大規模災害等を想定した訓練を実施するものとする。

また、訓練の際には、要配慮者等に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

第 2 項 防災訓練の種別及び実施時期、場所、方法等

区分	実施主体	実施時期	実施場所	内容等
個別訓練	町 消防団 苓北分署	水害が予想される時期より前	農村運動広場	水防工法講習等の 実地訓練
	町 消防団 苓北分署	随時	各地区及び防火対象物	各種災害を想定した 実地訓練
	町 消防団 苓北分署	必要かつ適切な時期	適宜	海難、水難事故からの救助を円滑に遂行するための実地訓練
	町 消防団 苓北分署	適宜	適宜	気象予警報、その他情報伝達、指示・命令及び報告等を円滑に実施するための情報伝達訓練
	町 消防団 苓北分署	適宜	適宜	災害を想定し、応急活動に備え必要な職員等を迅速、かつ確実に招集するための招集訓練
	町 消防団 苓北分署	適宜	適宜	災害を想定し、応急活動に備え必要な職員等を迅速、かつ確実に招集するための招集訓練
総合防災訓練	町 消防団 苓北分署 関係団体	1 1 月	各地区	地震、津波災害を想定し、防災関係機関及び住民が一体となり、災害応急活動を円滑に遂行するための実地訓練

※その他必要に応じ、図上訓練または関係機関と合同で各種災害を想定した訓練を実施する。

上記訓練にあたっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて風水害、地震・津波等の規模や被害想定、訓練参加者、使用資機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

第3項 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、各種災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練にあたっては、防災関係機関や保護者、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

第12節 広域応援体制の確立

災害時における広域応援は救援・救護、応急・復旧対策に多大な貢献が期待される。そのため、効率的な応援がスムーズに実施されるよう、体制等の強化を図る。

第1項 応援機関の受入体制の整備

町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示に努める。

また、広域応援活動拠点への応援機関の円滑な受入れ体制の整備を進める。

さらに、応援機関職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援機関職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第2項 応援機関との連携強化

町は、他の自治体や民間団体との相互応援の締結を拡大するとともに、既に相互応援協定等を締結している場合は協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるよう、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努め、連携強化を図る。

第13節 原子力災害対応計画

原子力発電所事故や原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態に備え、町民のパニックの防止、安全確保を図るため必要な事項を定める。

第1項 町の事務・業務

町の原子力防災に関して、以下に特に規定する。

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 防災に関する専門知識を備えた職員の育成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 住民避難等に関する広報・指示
- (5) 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等
- (6) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (7) 住民への原子力災害に関する情報伝達

第2項 原子力防災等に係る専門職員等の確保

町は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3項 情報の収集・連絡体制の整備

1. 情報収集等の連絡体制の確立

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、九州電力及びその他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

また、町及び県並びに関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2. 住民等への情報伝達体制の整備

町は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

さらに、町は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう準備を行う。

第4項 避難体制の整備

町は、原子力発電所事故等において、町の区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、県と連携し、シミュレーション等により広域避難体制の構築を図る。

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、町及び県は、住民避難用の自家用車両が不足する場合を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

また、町及び県は、船舶等による避難が必要と認められる場合に備え、関係機関と連携して住民避難用船舶等の確保に努める。

さらに要配慮者等の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第5項 モニタリング体制の整備

町は、原子力発電所事故等における原子力発電所からの放射性物質または放射線の放出による町への影響を正確に把握するため、放射線測定装置で測定した結果を防災行政無線等で町民へ周知するものとする。

また、町は、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）等、放射性物質の飛散方向などリアルタイムで閲覧できるようなシステムの専用端末の導入など国、県に要望していくものとする。

第6項 健康相談及び医療体制の整備

町は、町内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の汚染検査、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、町は県と連携し、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第7項 住民等への知識の普及、啓発

町は県、電力会社と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、広報活動の実施に努める。

第8項 防護資機材の確保

町は、県及び関係機関等と連携し、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

第9項 防災訓練の実施

町は、県及び関係機関等と連携し、原子力防災に関する訓練の実施に努める。

第4章 災害応急対策計画

第1節 災害情報等の収集・伝達

災害情報及び被害状況の収集、伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する基礎となるものである。そのため災害が発生するおそれがあると予想される場合や、災害発生時に気象、地象その他の災害原因に関する情報、気象予警報、被害状況、措置状況等の収集及び伝達に関し、必要な事項を定める。

第1項 災害情報の収集・伝達

1. 発見者の通報義務

災害が発生し、または発生するおそれがある異常な現象（竜巻、地震、異常潮位、津波、山崩れ、崖崩れ等）（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに役場総務課、消防本部、天草警察署または海上保安部に通報する。

2. 災害原因に関する情報の通報

町は、気象、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、県または関係機関から通報を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに町内の公共的団体その他重要な施設の管理者及び自主防災組織等に通報する。

3. 気象予警報の種類等

注意報、警報、危険警報、特別警報、地震の大きさ、気象庁震度階級、津波予報、気象情報、火災気象通報は次のとおりとする。

(1) 注意報及び警報、危険警報、特別警報

注意報とは、災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するため行う予報をいう。

警報とは、重大な災害が起こるおそれがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

危険警報とは、重大な災害が起こるおそれが高い場合に気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

(2) 熊本地方気象台が発表する注意報、警報、危険警報、特別警報の種類及び発表基準

種類	概要及び発表基準
レベル2 大雨注意報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル2 氾濫注意報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル2 土砂災害 注意報	土砂災害により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 降雪の深さ 平地12時間降雪の深さ3cm、山地12時間降雪の深さ5cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 平均風速 陸上、海上共に10m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。基準 平均風速 陸上、海上共に10m/s
レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 視程 陸上100m 海上500m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。基準 落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。基準 最小湿度40%で、実効湿度65%
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雪 3 降雪の深さ30cm以上
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃
融雪注意報	融雪により災害（浸水、土砂災害等）が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。基準 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下基準 夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。 基準 夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が-5℃以下

注
意
報

種類		概要及び発表基準
警 報	レベル3 大雨 警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル3 氾濫 警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル3 土砂災害 警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準降雪の深さ 平地12 時間降雪の深さ10cm、山地12時間降雪の深さ20cm
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準平均風速 陸上、海上共に20m/s
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 基準 平均風速 陸上、海上共に20m/s 雪を伴う
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。基準 有義波高 6.0m
	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。基準 潮位 2.7m
危 険 警 報	レベル4 大雨 危険警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 氾濫 危険警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 土砂災害 危険警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。

種類		概要及び発表基準
特別警報	レベル5 大雨 特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 氾濫 特別警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 土砂災害 特別警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪 特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 高潮 特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

(3) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(4) 地震情報の種類、発表基準

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※・マグニチュード7.0以上・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(5) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表(予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超(10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m(0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(7) レベル4 土砂災害危険警報

熊本地方気象台及び県はレベル3土砂災害警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、市町村単位で発表する。

(8) 気象防災速報（記録的短時間大雨情報）

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 火災気象情報及び火災警報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事へ通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちに市町村長へ通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

①熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

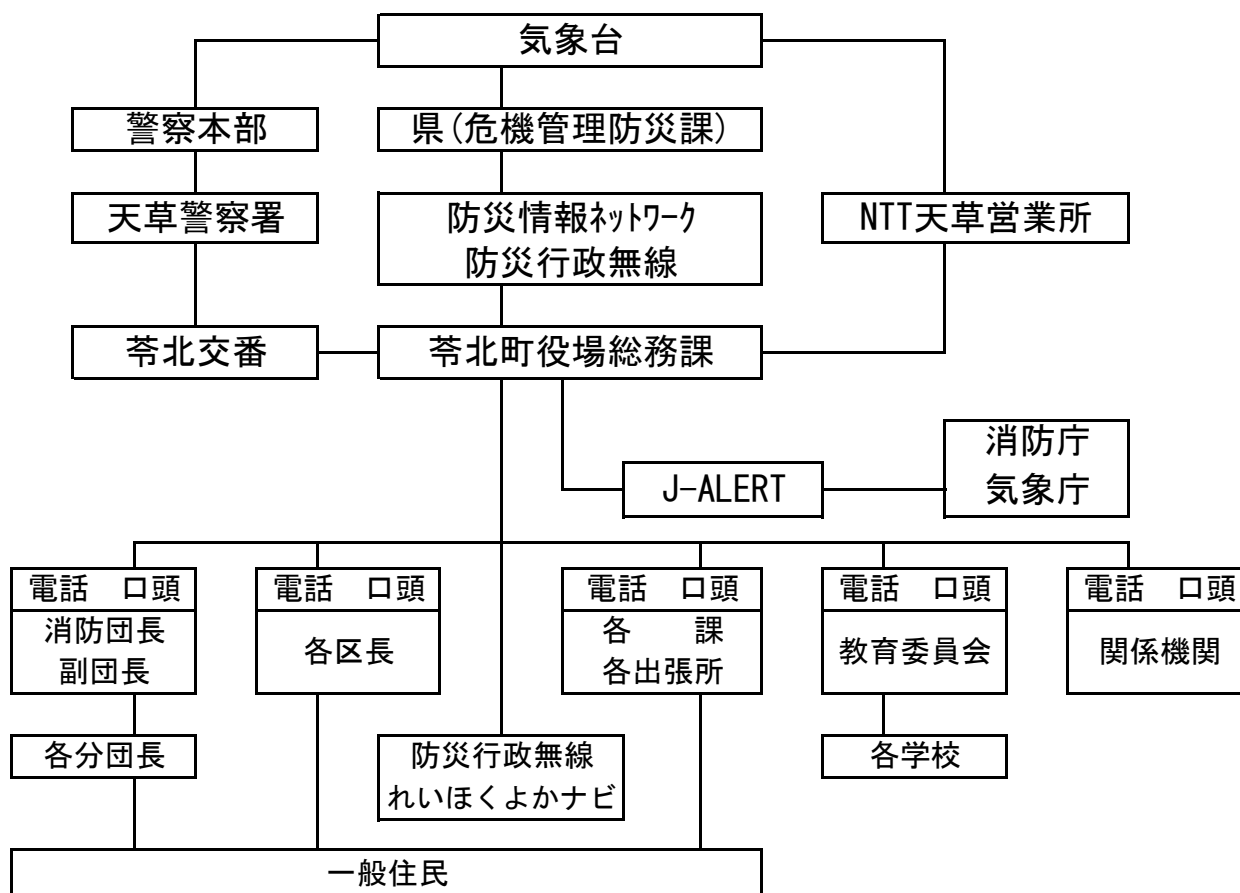
火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象情報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

4. 伝達系統及び実施方法

(1) 気象情報等の受理・伝達

熊本地方気象台は、県内において、気象、地象等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に、市町村ごとに特別警報、警報または注意報を発表し、町民や防災関係者に警戒の注意を喚起する。また、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）、県から防災情報ネットワークを通じて本町に伝達され、町では、防災行政無線等を通じて、迅速かつ的確に町機関及び町民等に周知する。

(2) 気象台が発表する気象予警報の伝達は次のとおりとする。



第2項 被害情報の収集・報告

1. 被害情報の収集

被害発生情報は、主として一般家庭、現場出動の職員、消防・水防活動員等からの場合であるが、電話、無線等のうち最も迅速、確実な手段を使うものとする。

収集した被害情報は総務課でとりまとめ関係各課に迅速に連絡する。

2. 調査内容等

町は、自治会や自主防災組織からの情報をもとに、町内の被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、以下の(1)～(8)の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし(1)の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無に関わらず、町の区域（海上含む）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、被害情報の収集・調査等防災業務に従事する者の安全確保に留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

- (1) 人的被害（行方不明者の数を含む）
- (2) 火災の発生状況
- (3) 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 津波、土砂災害の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 医療救護関係情報
- (8) その他必要な被害報告

3. 被害情報の通報・報告

被害に関する報告は、熊本県被害報告取扱要領に定めるものの他、本計画による。

また、通信の途絶等により、町が県に報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

(1) 報告等の種別

被害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報、確定）、住民避難報告書及び地震発生報告とする。

① 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式第1号）

②被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を逐次報告する。

（様式第2号）

③被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了したときは、終了日から10日以内に文書をもって行う。

（様式第3号）

④住民避難報告書

住民の避難状況等について報告を行う。（様式第4号）

⑤地震発生報告

町内で震度5強以上（被害の有無を問わない）の地震が発生した場合、直接消防庁（防災情報室TEL03-5253-7526）に対して報告するものとする。

(2) 報告の実施

①災害発生通報の報告は災害の種類に応じ、その事務を統括する課長が総務課長に報告する。総務課長は、天草広域本部総務振興課へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。

②被害状況報告（速報・確定）については、各課が災害発生にかかる被害状況を調査把握し、判明しだい逐次、天草広域本部総務振興課へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第1報を報告するものとする。

③応急対策活動を行った場合や災害対策本部等が設置されたときは、総務対策部（総務課）において災害情報被害状況報告（速報）を行う。

4. 防災関係機関等の協力関係

町は、防災関係機関と緊密に連携協力し、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

第3項 災害時広報計画

災害に関する情報及び被害状況を報道機関又はその他を通じ、速やかに関係機関および住民に周知し、被害の軽減と民生の安定を図る。

1. 広報担当

(1) 災害の総合的な広報は、総務課（災害対策本部設置時は総務対策本部）が担当する。

(2) 総務課（総務対策部）以外の各課（各対策部）は、広報活動に必要な情報・資料を積極的に収集し、総務課（総務対策部）に提出する。

(3) 各課（各対策部）は、班員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等、災害内容の収集に努める。

(4) 収集した情報、対策については、速やかに報道機関に発表し、住民に対して周知徹底を図るとともに、各関係機関に連絡するものとする。

(5) 収集した情報や対策について、町民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、れいほくよかナビ、広報紙、携帯電話メールサービス、安否情報システム等により迅速かつ的確な広報を行う。広報事項は、おおむね次のとおりとする。また、広報の手段の選択にあたっては要配慮者にも配慮した方法とする。なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意するものとする。

- ①気象情報 ②災害情報 ③被害状況 ④本町の防災体制（態様）
- ⑤停電状況 ⑥断水状況 ⑦交通機関の運用状況 ⑧避難状況
- ⑨災害復旧状況 ⑩その他

第2節 災害対策本部等の設置

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害の発生、拡大を防ぎ、または応急対策を行うため、町及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を敷き、災害対策本部を速やかに設置する必要がある。

このため、発災時における迅速かつ的確な応急対策活動に即応できるよう、初動体制、災害対策本部等の設置体制の確立を図る。

第1項 職員配置計画

1. 職員配置体制

町域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、総務課長は次の基準により職員を配置する。

種別		配置基準 ※下線は自動配置	職員配置体制等
監視体制	監視配置 (第1次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル3 警報（大雨、氾濫、土砂災害、高潮）及び大雪警報、暴風雪警報（陸上）が発表された場合 ・ 町内で震度3の地震が発生した場合 ・ 津波注意報が発表された場合 ・ 町内が台風の強風域に入るおそれがある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課職員 ①防災行政無線による放送 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③状況の変化による災害警戒本部移行への対応 ※配置人員 総務課：2名以上
災害警戒本部	警戒配置 (第2次警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル4 危険警報（大雨、氾濫、土砂災害、高潮）が発表され、警戒が必要な場合 ・ 津波警報が発表された場合 ・ 水位情報周知河川水位が避難判断水位に達した場合 ・ 連続雨量が150mm及び日雨量が80mm超過が予測される場合 ・ 気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予想）が発表された場合 ・ 町内で震度4の地震が発生した場合 ・ 町内が台風の暴風域に入るおそれがある場合。 ・ 三役及び関係課長が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課及び防災関係課等の職員 ①防災行政無線による放送 ②情報収集活動及関係機関との連絡 ③災害応急対応 ④災害対策本部移行への対応 ※配置人員 総務課：3名以上 土木管理課：1名以上 教育委員会：1名以上 水道環境課：1名以上 福祉保健課：1名以上 農林水産課：1名以上

2. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の運営

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、運営については本部長が災害発生のおそれのある注意報または警報、地震情報を受けた時、関係課長を招集して情報を検討し、待機職員の指示その他の応急処置を講ずるとともに、町長に必要な進言を行うものとする。

(2) 災害警戒本部の応急対策の概要

災害警戒本部は、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を行う。

(3) 災害対策本部への移行

災害による被害が相当規模を超えると見込まれるときは、災害警戒本部を廃止し、苓北町災害対策本部を設置する。

(4) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、本部長が災害の発生のおそれがなくなると認めるときに廃止する。

(5) 動員の発令

本部長は、配備基準に基づき動員を発令する。各課長は、本部長の命に基づき職員の動員を行い、動員の結果を本部長に報告する。

(6) 職員の動員、配置のための伝達方法

① 勤務時間中における伝達方法

勤務時間中における伝達は、本部長が庁内放送若しくは各課長を招集して速やかに伝達する。

② 勤務時間外における伝達方法

休日、夜間等における伝達は、総務課から各課長に連絡し、各課長は、各課において電話等により連絡する。

(7) 参集場所

職員は、招集を受けたとき、直ちに登庁するよう努め、参集場所は役場とする。

第2項 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部の設置

町長は、町域の全部及び一部に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害予防並びに災害応急対策が必要であると認めるときは、非常体制として苓北町災害対策本部を設置する。災害対策本部の本部長は町長とし、設置については概ね次の基準とする。

災害対策本部設置基準

- ・ 特別警報が発表されたとき。
- ・ 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ・ 大雨、洪水、高潮または津波等の警報が発表され、大規模な災害の発生が予想されるとき。
- ・ 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、または発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- ・ 町に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、必要と認めるとき。
- ・ 町域に有害物質・放射性物質等、大規模な被害を誘発する物質が大量放出されたとき。
- ・ 多数の死傷者を伴う自動車・航空機・船舶等の事故及びその他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。
- ・ その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は役場庁舎に設置する。ただし、災害により役場庁舎に支障が生じた場合は、その他使用可能な町施設に設置する。また災害対策本部を設置した時は「苓北町災害対策本部」の標示を掲示する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときに廃止する。

(4) 災害対策本部設置または廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは公表するとともに、県、警察署長、消防長、隣接市町に通報するものとする。

2. 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の任務

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 災害対策の連絡調整に関すること。
- ③ 水防その他、災害の応急対策に関すること。
- ④ 災害救助その他の民生安定に関すること。
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- ⑥ 町域に及ぶ災害が発生した場合は、応援体制の協力依頼に関すること。
- ⑦ その他、災害の発生の防御または拡大のための措置に関すること。

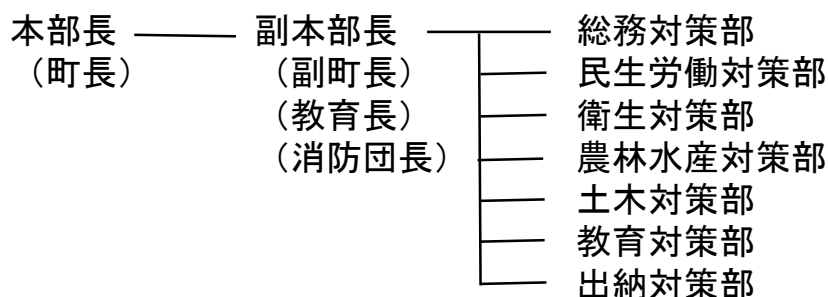
(2) 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関し、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要に応じ本部会議を招集し、以下の協議を行う。

- ① 本部体制の配備及び廃止に関すること。
- ② 災害予防及び災害応急対策の策定に関すること。
- ③ 災害救助法の発動に関すること。
- ④ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ⑤ 災害対策の重要な連絡または、総合調整に関すること。

(3) 災害対策本部の組織及び分掌事務
 災害対策本部の組織編成は次のとおりとする。

苓北町災害対策本部組織表



苓北町災害対策本部組織および分掌事務

本部長 町長
 副本部長 副町長、教育長、消防団長

各部	
各部共通	1 部内の職員の動員、配置及び応援等に関する事 2 各部及び部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 部に関する情報収集、調査及び被害資料の作成等に関する事 5 所管施設の安全確保、応急対策に関する事 6 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 7 平常業務に関連する事項の調査及び取りまとめに関する事 8 他部の応援に関する事

総務対策部		部長：総務課長
班長	班員	分掌事務
企画政策課長	総務課員 企画政策課員	1 災害対策本部の事務に関する事項 2 災害経費の予算措置に関する事項 3 職員の動員派遣に関する事項 4 情報収集、被害報告の取りまとめ及び広報に関する事項 5 車輛の配置編成等に関する事項 6 消防団の活動に関する事項 7 災害応急措置、他の部との連絡調整に関する事項 8 避難に関する事項 9 その他の部に属さない事項

民生労働対策部		部長：福祉保健課長
班長	班員	分掌事務
税務住民課長 商工観光課長	福祉保健課員 税務住民課員 商工観光課員	1 災害救助及び応急手当に関する事項 2 義援金及び見舞金の処理に関する事項 3 日赤との連絡に関する事項 4 労働力の確保及び給与に関する事項 5 罹災者の保護収容に関する事項 6 医薬品衛生材料の供給に関する事項 7 医療関係者の動員配備に関する事項 8 罹災者の取りまとめに関する事項 9 災害ボランティアの受け入れに関する事項 10 備蓄物資の避難所への輸送に関する事項 11 災害救助法に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 12 企業・団体との協定に基づく救援物資の調達・輸送に関する事項 13 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

衛生対策部		部長：水道環境課長
班長	班員	分掌事務
水道環境 課長補佐	水道環境課員	1 食品衛生に関する事項 2 清掃に関する事項 3 飲料水及び水道施設に関する事項 4 し尿処理及び下水道施設に関する事項 5 防疫救護に関する事項 6 関連施設の被害の取りまとめに関する事項

農林水産対策部		部長：農林水産課長
班長	班員	分掌事務
農林水産 課長補佐	農林水産課員	1 農林漁業の災害に関する事項 2 米穀、農畜産物等の調達・供給に関する事項 3 必要物資の斡旋に関する事項 4 農林漁業施設の応急対策に関する事項 5 被害農林漁家に対する融資の斡旋に関する事項 6 水防に関する事項 7 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

土木対策部 部長：土木管理課長		
班長	班員	分掌事務
土木管理 課長補佐	土木管理課員	1 災害に関する事項 2 土木施設の応急対策資材の確保に関する事項 3 交通途絶時の応急対策に関する事項 4 物資輸送に関する事項 5 水防に関する事項 6 関連施設等の被害の取りまとめに関する事項

教育対策部 部長：教育課長		
班長	班員	分掌事務
教育課長補佐	教育委員会 課員	1 応急教育対策に関する事項 2 民間団体の活用に関する事項 3 教育施設、関連施設等の被害の取りまとめに関する事項 4 その他の教育委員会の所掌事務に関する災害 応急対策に関する事項

出納対策部 部長：会計課長		
班長	班員	分掌事務
議会事務局長	会計課員 議会事務局 課員	1 災害救助基金の出納に関する事項 2 義援金等現金の保管に関する事項 3 応急対策に係る物品の購入出納に関する事項 4 出勤職員の炊き出しに関する事項

3. 災害対策本部設置後の動員及び配置体制

(1) 配置体制基準

災害対策を強力かつ迅速に推進するため、次により配置基準を定める

種別	配置時期	配置体制
第1配置 (警戒態勢)	<ul style="list-style-type: none"> ①局地的な災害が発生した場合 ②震度4の地震が発生し、災害が発生した場合 ③その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき 	事態に対処するための災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
第2配置 (活動体制)	<ul style="list-style-type: none"> ①局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ②震度5弱以上の地震が発生し被害が拡大するおそれがある場合、津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級3が発表された場合 ③その他、必要により本部長が当該配置を指示したとき 	第2配置体制を強化するとともに、災害に対して直ちに災害応急活動を開始できる体制とする。
第3配置 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ①町内全域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ②震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大な場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合 ③本部長が当該配置を指示したとき 	全職員をもってあたるもので、人命を第一とし、それぞれの災害応急対策活動を強力に推進できる体制とする。

(2) 配置基準の動員人員

第1配置、第2配置、及び第3配置の各体制下における職員配置基準を次により定める。

課名	災害対策本部設置後			移動系無線 配置基準
	第1配置 (警戒態勢)	第2配置 (活動体制)	第3配置 (非常態勢)	
総務課	4	7	全員	(車載用) 消防司令車
企画政策課	2	4	〃	(可搬方) 3台
土木管理課	2	5	〃	
水道環境課	2	5	〃	
福祉保健課	2	5	〃	
税務住民課	1	3	〃	
農林水産課	2	5	〃	
商工観光課	1	3	〃	
会計課	1	1	〃	
教育委員会	2	4	〃	
議会事務局	1	1	〃	

(3) 動員の発令

本部長は、配備基準に基づき動員を発令する。本部の各部長は、本部長の命に基づき職員の動員を行い、動員の結果を本部長に報告する。

(4) 職員の動員、配置のための伝達方法

① 勤務時間中における伝達方法

勤務時間中における伝達は、本部長が庁内放送若しくは各部長を招集して速やかに伝達する。

② 勤務時間外における伝達方法

休日、夜間等における伝達は、総務対策部から各部の長に連絡し、各部の長は、各部においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡する。

職員の招集にあたっては、電話の他、れいほくよかナビ、防災行政無線等確実な方法により伝達を行う。特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。

(5) 参集場所

職員は、招集を受けたとき、またはラジオ、テレビ等により災害が発生し、若しくは発生するおそれがあることを自ら覚知した場合は、直ちに登庁するよう努めなければならない。

職員の参集場所は、原則として役場とする。ただし、交通の遮断等により参集できない場合は、最寄りの出張所に参集するとともに職・氏名及び役場に参集できない理由を報告し、各出張所で応急活動等を行うこと。また、参集可能な状況となった場合は役場へ参集すること。なお、役場、出張所が被災している場合は本部長等から指定された場所へ参集すること。

4. 災害対策本部の応急対策

災害対策本部が時間的経過に応じて応急対策を実施し、各部は連携を確保するとともに、所管する事項について迅速かつ的確な応急活動を行う。

5. 防災会議の招集

町域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められる時は、苓北町防災会議を招集する。

第3節 水防対策計画

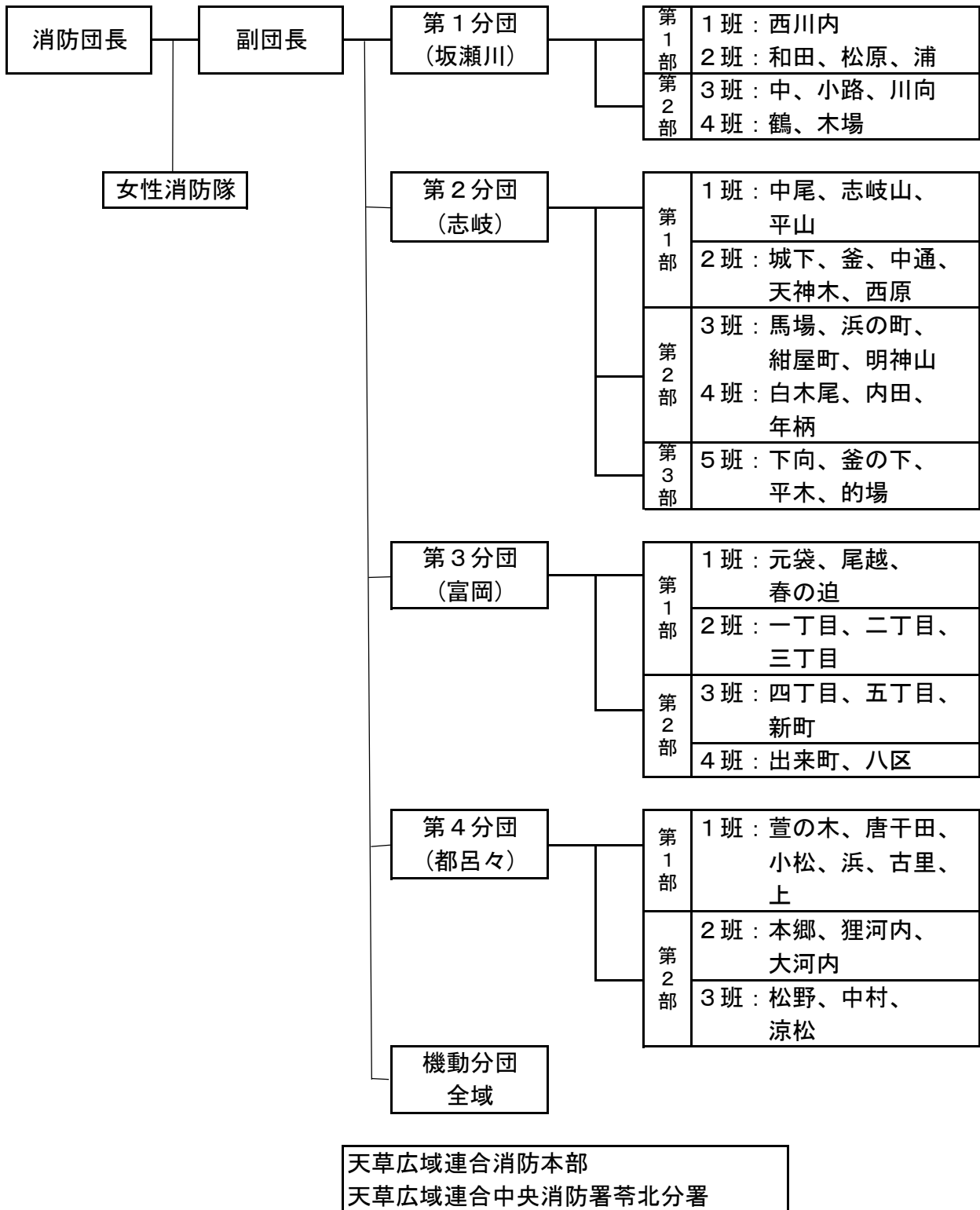
水防に関する計画は、水防法（昭和24年法律193号）第7条の規定に基づいて定めた苓北町水防計画によるものとする。

第4節 消防対策計画

災害が発生するおそれがある場合及び災害時の非常事態の場合、町民の生命と財産を守るため、消防団の出動等について必要な事項を定める。

第1項 消防組織

消防団等組織は次のとおり。



第2項 消防活動計画

災害時の非常事態の場合において、町民等からの通報があった場合、町長と消防団長と協議し迅速な措置を行う。（火災については、直ちに出勤し消火活動にあたる。）

1. 招集計画

- (1) 台風、大雨等により災害が発生するおそれがあり、また災害が発生した場合、消防団は、事前に消防ポンプ格納庫に待機し、各情報の収集に努め、指示を待つ。（分団役員は、役場または役場と連絡が取れる出張所等で情報の収集に努め、団員への適切な指示を行う。）
- (2) 火災発生の情報を受けた場合、消防は次の項目で掲げる出動計画に基づいて、消防ポンプ格納庫に参集して、直ちに現場に向かう。
- (3) その他人命捜索等の災害に関する緊急情報を受理した場合においては、所定の場所へ参集する。
- (4) 地震災害については、第5節の地震災害対策計画に基づいて行うものとする。

2. 出動計画

- (1) 所轄内で台風、大雨等による災害が発生し、出動要請の指示が出たら、消防団は直ちに災害応急対策に必要な資機材を準備して、災害現場に出動し、災害応急対策にあたる。
- (2) 町内で、火災が発生した場合、消防団は、火災の推移により次の出動区分に基づいて消火活動にあたる。
 - ① 第1次出動
火災を認知した場合、または火災の初期の場合。
機動分団及び各分団の出動担当班と、所轄分団が出動。
 - ② 第2次出動
火災が延焼拡大し、大火となるおそれが生じたとき。
全団員出動
- (3) その他人命捜索等の案件が発生した場合、出動要請の指示が出たら指示された場所において捜索活動等を行う。

3. 大火となった場合の応援部隊要請計画

火災現場における最高責任者は、火災の状況を明確に判断してその旨を町長に告げ、町長は必要に応じ消防相互応援協定に基づき応援要請する。

- (1) 応援要請は次の事項を明示して行う。
 - ① 災害の状況
 - ② 応援車両の種類
 - ③ 必要人員
 - ④ 希望到着日時
- (2) 応援消防隊の指揮は、その都度町長が特命する。
- (3) 応援消防隊は、特命指揮者の指揮のもとに防御活動に従事する。
- (4) 応援部隊の費用の負担等については、相互応援協定に基づいて行う。

第5節 地震災害対策計画

震度4以上の地震はその発生の規模等において、台風、集中豪雨等の災害とは根本的に異なるものがあり、その対策においても津波対策等、特別な措置を必要とする。この計画では、震度4以上の地震が発生した場合、町が県及び防災関係機関と緊密な連携を持ち、迅速に応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるために必要な事項を定める。

第1項 組織計画及び動員配置計画

町職員の防災組織計画及び動員配置計画は、「第4章 第2節 災害対策本部等の設置」の定めによるものとする。

消防団長、副団長については、災害警戒本部が設置された場合は警戒本部と連絡を密にし、災害対策本部が設置された場合は本部へ参集し、待機する。

他の団員は、次のとおりとする。

種別	配置基準	配置体制
第1配置 (警戒態勢)	震度4の地震が発生し、災害が発生した場合	消防団は、地震情報を収集するなど警戒体制をとり、各分団長は役場及び各出張所で消防団への指令伝達が行えるよう待機する。
第2配置 (活動体制)	震度5弱以上の地震が発生し、被害が拡大するおそれがある場合	第2配置体制を強化するとともに、災害に対して直ちに災害応急活動を開始できる体制とし、幹部役員は役場及び各出張所に待機し、情報収集を行い、班長及び班付班長はポンプ格納庫に参集し、いつでも出動できる体制をとる。
第3配置 (非常体制)	震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大な場合	全団員が出動し、人命を第一とし、それぞれの災害応急対策活動を強力に推進できる体制をとる。

第2項 地震災害応急対策

1. 災害応急対策の概要

町は、震度6弱以上の地震が発生したときと同時に災害対策本部を設置し、災害状況の把握に努め、次の応急対策を行う。

(1) 通信及び広報対策

震災時の広報活動は、次により地震発生直後から開始するものとし、町民に地震に対する正しい知識を提供し、混乱の防止及び、町民の生命の安全確保に努めるものとする。また、応急対策及び復旧作業については随時広報活動を実施していくものとする

広報の時期	広報事項	広報活動の方法
地震発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・ 災害情報及び被害状況 ・ 町の災害対策活動状況 ・ 避難に関すること ・ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車の利用 ・ 広報紙、チラシ等による広報 ・ 報道機関への広報依頼 ・ 無線放送施設の利用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報及び被害状況 ・ 救援物資の配布に関する情報 ・ 各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・ その他必要な事項 	

(2) 津波対策

津波、大津波警報が発表され、または震度4以上の地震を感じた場合は、次により津波に対する自衛措置をとるものとする。

①地震発生後30分間は、海面監視員を配備して万全の対策がとれるようにする。

②ラジオ、テレビ等の予報を聴取する責任者を定めておく。なお、停電の場合、避難先での情報入手のため、常に携帯ラジオ等を用意する。

③大津波警報が発表された場合は直ちに指定された避難所（場所）及び付近の高台に避難する。

(3) 避難対策

大地震が発生した場合、住民の動揺も大きく、混乱をきたすおそれがあるので、「第4章 第6節 避難計画」により、震災時における住民の避難が円滑、適切に行われるよう努めるものとする。

(4) 救出計画

関係機関は、大地震発生時において、特に次の措置により被災者の救出に努めるものとする。

①消防団員等による救出

消防団員は、幹部の指揮の下、消防職員、警察官と相互に連絡・協力し、被災者の救出に努めるものとする。

②町職員・住民等による救出

町職員及び住民は、積極的に消防職員、消防団員ならびに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

③自衛隊等への災害派遣要請

大地震により、被害が大きく町において救出作業が困難となった場合、町長はその旨を知事に報告し、自衛隊、海上保安部、その他関係機関へ協力を要請するものとする。

(5)火災防御対策

地震時の火災は同時多発の火災となりやすく、それによって消防力の結集が困難となるため、消防団は葦北分署と協力し、その全能力を発揮して、その火災の様相に応じたより効率的な消火活動を行うものとする。

①消防団の活動

- ・消防団は、地域住民と一体となり、上司の指示のもと地震発生時の災害防除にあたり、出火防止、初期消火、人命救助を最大目標に活動するものとする。
- ・分団長または副分団長・部長は、高所に見張り員を配置し、受け持ち区域内における火災の早期発見および被害状況の把握に努め、上司に連絡し、上司は対策本部に報告するとともに、部隊活動の適正を図る。
- ・消防団長、副団長は、対策本部長と連絡を密にし、消防団員が消火活動、救出・避難活動を実施する場合は一体となってこれにあたるものとする。

②重要施設等の出火防止

災害対策本部長は、地域内にある重要施設、危険物貯蔵施設、その他特殊な災害の発生が予想される施設については、災害防止のため、必要に応じ、警戒、住民の避難、その他安全確保の措置を指示するものとする。

(6)応援体制計画

地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

①県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するように十分調整を図るものとする。

②防災会議構成機関

災害対策本部は、町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と協力して災害対策に万全を期するものとする。

③応援要請

町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、近隣の自治体および町と深い関係のある天草管外の市町村に対し応援を要請するものとする。

第6節 避難計画

災害により被害を受け、または受けるおそれのある町民を安全な場所及び施設に收容し、保護するために必要な事項を定める。

第1項 避難措置

1. 町民の自主的避難

町民は、災害発生等により身の安全を図る必要が生じた場合、自らの判断で最寄りの安全な場所へ自主的に避難する。

2. 事業所等における避難

事業所、学校その他の施設の管理者等は、洪水等の発生に伴い避難の必要が生じた場合、各施設が作成した消防法に定める消防計画に基づき、避難場所へ誘導するなど適切な措置を講じ、従業員、児童・生徒、入所者等の安全確保に努める。

3. 避難の指示

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命の保護その他災害の拡大防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対して、以下により避難実施のための必要な指示等を行う。

区分	災害の種別	実施責任者	避難指示等を行う場合及び関係法令
高齢者等避難	全災害	町長	要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報を発表することができる。
避難指示			人の生命または身体を災害から保護し、その他災害拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、急を要すると認めるときは、避難のための指示を行うことができる。 (災害対策基本法第60条)
緊急安全確保			

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

4. 住民への伝達方法

避難指示等の住民への伝達はおおむね次により行う。

- (1) 防災行政無線、電話、れいほくよかナビ
- (2) サイレンによる信号
- (3) 広報車・放送設備を装備する車輛
- (4) 口頭あるいはハンドマイク等
- (5) 携帯電話メールサービス
- (6) 報道関係機関

5. 避難指示等の基準

避難及び立退きの指示等は、原則として次のような事態になったときに発するものとする。

種別	基準等		
洪水等 河川の 氾濫	<p>避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p>・対象河川：松原川、上津深江川、志岐川(水位周知河川)</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> レベル3警報（大雨、氾濫）が発表されたとき。 対象河川において、水位観測所における水位が避難判断水位に達することが予想されるとき。 連続雨量が150mm及び日雨量が80mmを越えることが予想されるとき。 	浸水想定区域
	避難指示【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> レベル4危険警報（大雨、氾濫）が発表されたとき。 対象河川において、水位がはん濫危険水位に達したとき。 	
	緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> レベル5特別警報（大雨、氾濫）が発表されたとき。 対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。 	
	・その他の河川		
	発令内容	判断基準	対象区域
	高齢者等避難【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> レベル3警報（大雨、氾濫）が発表され、浸水の危険性が高いと判断されたとき。 連続雨量が150mm及び日雨量が80mmを越えることが予想されるとき。 	浸水想定区域
	避難指示【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難発令基準を満たし、かつ、近隣での浸水が拡大しているとき。 	
	緊急安全確保【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 対象河川において、堤防の決壊・越水を確認したとき。 	

種別	基準等		
台風等	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して総合的に判断する。		
	発令内容	判断基準	対象区域
	高齢者等避難【警戒レベル3】	・強風域に入る予測とされ、12時間以上前の段階。	影響区域
	避難指示【警戒レベル4】	・暴風域に入る予測とされ、12時間以上前の段階。	
緊急安全確保【警戒レベル5】	「特別警報」が発令されるなど災害が発生する可能性が極めて高いとき。		

種別	基準等		
高潮災害	避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、海岸線巡視等からの情報も含めて総合的に判断する		
	発令内容	判断基準	対象区域
	高齢者等避難【警戒レベル3】	・レベル3高潮警報が発表されたとき。 ・台風の接近時間帯（おおむね暴風域圏内に入る時間帯）において、潮位が満潮若しくはその前後の時間帯に重なる場合。	浸水想定区域
	避難指示【警戒レベル4】	・レベル4高潮危険警報が発表されたとき。 ・堤防等の防災施設からの越波、越流の危険性がさらに高くなると判断されたとき。 ・堤防等の微小な決壊を確認したとき。	
緊急安全確保【警戒レベル5】	・レベル5高潮特別警報が発表されたとき。 ・堤防の倒壊、決壊が発生したとき。 ・異常な越流が発生したとき。		

種別	基準等		
土砂災害	<p>避難指示等は以下の基準を参考に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して気象情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの情報も含めて総合的に判断する。</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	<p>高齢者等避難【警戒レベル3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル3土砂災害警報が発表されたとき。 ・土砂災害危険箇所付近にて前兆現象が確認された場合。（崖等で小石がぱらぱら落ちる、地面にひび割れができる、斜面から濁った水が流れる、地鳴りがする、その他土砂災害の兆候が確認された時） ・連続雨量が150mm及び日雨量が80mmを越えることが予想されるとき。 	土砂災害危険箇所
	<p>避難指示【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4土砂災害危険警報が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象の発見があったとき。（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路にクラック発生等） 	
<p>緊急安全確保【警戒レベル5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル5土砂災害特別警報が発表されたとき。 ・土砂災害が発生し、道路や家屋等に被害が出たとき。 		

種別	基準等		
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震火災の拡大により、町民に生命の危険が及ぶと認められるとき。 ・ その他町民の生命を災害から保護するため必要と認められるとき。 		
津波災害	<p>津波には、沿岸近くで発生した地震による津波のように到達時間の極めて短いものから、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように、到達までに相当の時間がかかるものまであるが、いずれの場合であっても情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないように、以下の判断基準に従って避難指示等を発令する。</p> <p>なお、日本から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについては、下記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報が入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。</p>		
	発令内容	判断基準	対象区域
	高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波注意報が発表されたとき。 ・ 津波による被害のおそれがあるとき。 ・ 津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表された場合に、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要と認められる場合。 	海岸線及び浸水の危険がある地域
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波警報が発表されたとき。 ・ 津波による被害のおそれがあり、避難の必要があると認められるとき。 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。 ・ 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。 		

6. 避難の指示の権限の委任

町長は、緊急を要する場合、迅速な避難を図るため、町長の命を受け災害現場に派遣された職員に避難の指示の権限を委任する。

また、上記により町長の権限の委任を受けた者は、その事態を考慮し、学校その他安全な場所に避難させることができる。この場合速やかにその状況等を町長に報告し、以後の指示を受ける。

7. 避難措置の関係機関への連絡

(1) 関係機関への連絡

避難の指示を行った場合、県知事へ次の事項を報告する。

- ①避難指示の発令者 ②避難対象者
- ③避難指示の日時 ④避難先
- ⑤避難指示の理由

8. 避難者の誘導および輸送

(1) 避難誘導

避難誘導は、指示等を出した機関が行う。ただし、町長は他の機関から避難の指示を出した旨の通知を受けた場合は、担当部の職員を災害現場に派遣し避難誘導にあたらせる。この場合、警察、消防団及び自主防災組織等の協力を得て行う。

避難誘導の際は、できるだけ自治会単位等で集団避難を行うものとし、要配慮者の避難に配慮するものとする。

特に津波に対する避難の場合は、既存の指定避難所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の緊急避難場所へ誘導するものとし、避難方法も徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難誘導を図るものとする。さらに避難の解除が早すぎないように情報等を十分に確認し、適切な指示を行うものとする。

(2) 移送・輸送

避難者の移送・輸送は、原則として避難者各自で実施する。避難者が自力で立退きが不可能な場合及び、町長が必要と認める場合、並びに避難者の要求があったときは、町において車輛・船舶等を確保し、移送・輸送を行う。

ただし、災害が広域におよび大規模な立退きを要し、町で処理できない場合は、県知事に避難者の移送・輸送を要請する。

第2項 避難所の設置

避難所の開設、收容および收容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害または同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示するとともに、県（天草広域本部保健福祉環境部）に報告する。

1. 避難所等の安全性の確認

町は、避難場所の安全性を確認したうえで、あらかじめ指定していた施設において避難所を設置するものとし、必要に応じ、あらかじめ指定していた施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として設置するものとする。

また、安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を設置することができない場合には隣接する自治体と協議し、收容の委託あるいは建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

2. 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

3. 収容対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者。
- (2) 避難命令が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者。

4. 収容の期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、期間内に罹災者が住居または仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長はその都度、県に開設期間の延長を連絡する。

5. 物資の確保

町は、避難所開設および収容保護のための所要物資を確保する。ただし町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

6. 町職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所に町職員を派遣駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。

なお、駐在員は次の各種記録を備えつけ整備する。

- (1) 避難所収容者名簿
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置および収容状況

7. 避難所開設状況等の報告

避難所を開設後、その後の状況を日報により県に報告する。

なお、報告は次の事項について電話等により行う。

- (1) 開設状況報告：避難所開設日時、場所、施設名および収容状況等
- (2) 収容状況報告：施設別、収容人員、開設期間の見込み等
- (3) 閉鎖報告：施設別閉鎖日時

8. 避難所の管理運営

- (1) 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に管理運営するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。
- (2) 避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努めるものとする。また、食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所

の衛生状態の把握に努め、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

- (4) 男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。
また、食事提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食糧確保等を行うものとする。
- (5) 避難期間が長期化する場合は、県と連携し、精神科医、臨床心理士、保健師等による心のケアも行うものとする。
- (6) 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保し、ペットの飼養に関する資材の確保についても配慮するものとする。
- (7) 指定管理施設である指定避難所を使用するにあたっては、関係団体との役割分担等を事前に協議し、避難所を適切に運営できるよう努めるものとする。

9. 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

- (1) 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対してその利用について必要な指示をするものとする。
- (2) 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないよう必要な措置を講じるものとする。

第3項 広域的避難収容

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、県に支援を要請するものとする。

第4項 被災者等への的確な情報活動

町は、県と連携して、町外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

第5項 要配慮者避難対策

菟北町避難行動要支援者支援計画（以下「避難行動要支援者支援計画」という。）に基づき、あらかじめ把握している要配慮者について、社会福祉協議会と連携して、民生委員や区長及び近隣協力員等と連絡を取り、安否確認等を実施し、避難の補助を行う。

また、平時において、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、消防機関は、救助にあたっては、要配慮者の特性に配慮するものとする。

その他の事項については、避難行動要支援者支援計画に基づき、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な避難支援計画（個別計画）の策

定に努め、支援、避難補助を行う。

* 避難行動要支援者支援計画は、旧災害時要援護者避難支援計画。

第6項 車中避難者を含む避難所以外の被災者への対応

町は、自治会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。併せて、食料等必要な物資の配布に努めるとともに、正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第7節 罹災者救出計画

災害により、生命、身体が危険な状態にあるもの、また生死不明のものを捜索し、救出してこれを保護するとともに、救急業務を円滑に遂行するために必要な事項を定める。

1. 実施責任者

罹災者の救出は、必要な機材等により町が行う。また、応急処置のための必要がある場合は、他の市町村、県その他関係機関に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の救出期間は災害発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は知事に期間の延長を申請するものとする。

2. 救出対象者

災害により生命、身体が危険な状態にあるもので早急に救出を要するもの、または行方不明のもので諸般の事情により生存していると推定されるもの。

3. 救出活動

被救出者があり、救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。

編成は消防団を主隊とし、災害の規模・程度に応じて、町関係職員、その他増強要員をもってこれに充てる。

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみでは救出活動が困難な場合は、県または他の市町村の応援を得て実施するものとする。

4. 惨事ストレス対策

町は、救出、救助活動に従事する職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

災害後の罹災者に対する水、食料等の供給について、それぞれの施策を明示し、罹災者の保護について万全を図るものとする。

また、災害によって住家の全焼等により日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失またはき損し、これらの物品を直ちに入手する事が出来ない状態にある者に被服、寝具、燃料その他生活必需品（以下「物資等」という。）を供給するものとする。

第1項 給水計画

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水等の供給は町が行う。また町において実施できないときは、県または近隣の自治体に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 給水の対象者

飲料水の供給は、災害のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、または断水したため飲料水が得られない者に対して行う。

生活用水の供給は、水道、井戸等の給水施設の破壊または断水等により生活用水を得ることができない世帯に対して行う。

医療用水の供給は、水道、井戸等の給水施設が破壊され、医療用水が汚染し、または断水したため医療用水を得ることができない医療機関に対して行う。

3. 実施方法

被害を受けていない水源地または上水道から取水し、給水車、舟艇または貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。給水場所は原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとする。

給水の目安は以下のとおり。

- ・飲料水：1日1人当たり3Lとする。
- ・生活用水：災害の状況及び飲料水の給水状況により給水可能な量とする。
- ・医療用水：医療機関等の要請に基づく必要量とする。

第2項 食料供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する食料の供給は町が行う。また被災地域において実施できないときは、県または近隣の自治体に応援を要請する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 食料の供給対象者

食料の供給対象者は次に掲げる者のうち、被害の状況及び被災者の状況等を考慮し、町本部長が決定するものとする。

- (1) 避難所等に收容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊飯のできない者
- (3) 水道や電気等の機能停止により炊飯のできない者
- (4) 町内の旅行者または一時滞在者等で帰宅困難な者
- (5) 災害地における救助作業または応急復旧作業に従事する者（これらの者については災害救助法の配給対象とはされない）
- (6) その他町本部長が必要と認める者

3. 実施方法

炊き出しは避難所等で、食事をする場所に近い適当な場所において実施する。炊き出しの方法は、学校給食施設、公民館等での施設を利用して行うが、このとき必ず町職員等責任者が立ち会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。

避難所付近に炊き出しに適当な場所がない場合は、日本赤十字社等の炊き出し機具を使用し、屋外で実施する。

第3項 生活必需品等供給計画

1. 実施責任者

被災者に対する物資等の供給は町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行規則」により施行し、物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割り当て及び支給は町において行う。

2. 物資等の供給対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流出、半壊及び床上浸水等の被害を受けたもので、次の事項に該当するもの。

- (1) 日常生活に必要な被服・寝具等を喪失したものの。
- (2) その他、必需品がないため日常生活を営むことが困難なものの。

3. 実施方法

物資等の供給は、民生労働対策部の職員が、状況に応じ自主防災組織、地区、ボランティア及び教職員等の協力を得て行うものとし、供給場所は原則として指定避難所で行う。ただし、当該避難所の収容定員、被害の状況等により必要な場合は、公園等の適当な場所で行うものとする。

なお交通及び通信の途絶等により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第9節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家の確保ができないものに対して仮設住宅を提供し、または住宅の応急修理を行い、罹災者の居住安定を図るために必要な事項を定める。

町は、様々な災害を想定した応急仮設住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、応急仮設住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

1. 実施責任者

町は災害により住宅を失い、または破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与あるいは住宅の応急修理を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の入居基準

- ①住宅が全焼、全壊、または流出した者
- ②居住する住家がない者
- ③次に掲げるもので、自らの資力では住宅を建築することができない者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない失業者
 - ・特定の資産のない単身者、母子・父子世帯
 - ・特定の資産のない高齢者、病弱者または身体障がい者
 - ・特定の資産のない勤労者、小企業者
 - ・前各号に準ずる経済的弱者等である者

(2) 設置場所

原則として町長が選定する場所とする。

3. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町は公営住宅の入居について、最大限の配慮を行うものとする。

4. 民間施設の提供

町は、民間住宅関係団体と協定を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により避難所の早期解決に努める。

5. 応急仮設住宅の管理運営

町は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、撤去に至るまでの管理運営を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。

また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。

6. 住宅の応急修理

応急修理を受ける者は住宅が半焼または半壊し、当面の日常生活ができない者とする。

第10節 廃棄物処理計画

被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするために、災害で発生する廃棄物や住宅等の障害物を除去するとともに、物資、人員の輸送が円滑に行われるように、主要道路の障害物の除去等について必要な事項を定める。

第1項 廃棄物処理の実施

1. 実施責任者

町長は、災害により住居またはその周辺に運ばれた土石・竹林やその他廃棄物等の除去作業を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 除去の方法

(1) 住居内の廃棄物

当面の日常生活が、可能な程度の応急的除去に限り実施する。

(2) 交通遮断の廃棄物

①町道・県道・国道にある廃棄物は、それぞれ町、県が相互に協力して除去する。

②河川、橋梁における流木等の廃棄物は、それぞれ町、県が相互に協力して除去する。

3. 廃棄物の一時的集積場所

校区ごとに定め、原則として公立学校の運動場等、公用地を利用する。

また、1次処理（選別）、2次処理（焼却、破砕等）など段階的な処理場用地の選定に取り組むものとする。

第2項 災害廃棄物処理の広域応援体制

町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣自治体と相互応援体制の整備に努めるものとし、さらにその相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。また、熊本県産業廃棄物協会と熊本県との間で締結した協定書に基づき、熊本県に対し別紙様式により熊本県産業廃棄物協会に協力を要請するものとする。

第3項 災害廃棄物処理計画

- (1) 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、住民が道路上に災害廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。
- (3) 町は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (4) 損壊家屋のがれきや消失家屋の焼け残りについては、原則として被災自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または、道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行うものとする。
- (5) 町は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場及び1次処理場（選別）、2次処理場（焼却、破碎等）の設置を行うものとする。

第11節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する対策

災害時における、非衛生的な生活環境を改善し、住民生活の安定を図るための措置を講じる。

また、災害に際し、死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

第1項 清掃計画

1. 実施責任者

町長は、災害により汚染したごみ・し尿等を速やかに処理して、清潔を保ち生活環境を整備する作業を実施する。なお、被災の程度により、町だけで処理できない場合は、保健所、近隣の自治体または県の応援を求めて実施する。

2. 被害状況調査、把握

- (1) 速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

3. 廃棄物の収集及び処理方法

- (1) し尿の収集は許可業者により行い、原則として処理施設により処理する。
- (2) ごみ等の収集は、委託業者により行う。収集したごみは焼却施設において処理する。汚泥等は処理施設により処理し、環境衛生上支障のない方法で処分を行う。

4. ごみ処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推測するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分

の対策を行う。

- (2) ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣の自治体へ応援要請を行う。
- (3) 地区住民が交通の妨げになるような所に廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集が出来ない地区については、臨時収集所を設け、収集の協力を求める。
- (4) 防疫上食物の残さ等、腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋の瓦礫等については、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合または道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。
- (6) 災害時には、大量の廃棄物の排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は必要に応じ環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保する。

5. し尿処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を行う。
- (2) し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、又し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、天草地域一般廃棄物（し尿等）処理に関する相互支援協定に基づく支援要請を行う等、近隣の自治体へ応援要請を行う。
- (3) 被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分は下水処理場で処理することを原則とする。

6. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保に努めるなど災害時に備える。
- (2) 被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣の自治体への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (3) 要員・資材等の不足により応急復旧が不可能なときには、県へ応援要請を行う。

7. 廃棄物処理の広域応援態勢

- (1) 被災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定のうえ、近隣の自治体と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 広範囲の被災により近隣の自治体による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

第2項 防疫対策

1. 実施機関

災害時における防疫事業は町が行う。ただし、被災の程度により、町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

2. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、町は、県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

衛生技術者（班長）	1人
作業員	2人
助手	1人

(3) 防疫班の業務及び実施の方法

① 検病調査及び健康診断

被災地区の区長及びその他代表者を通じ、各戸を調査して行う。

② 避難所の防疫措置

- ・ 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- ・ 避難者に対する検病調査の実施
- ・ 給食従事者に対する健康診断の実施
- ・ 配膳時の衛生保持、残・廃物等の衛生的処理の指導
- ・ 飲料水等の水質検査の実施指導
- ・ 避難所内における衛生に関する自治組織編成の指導

③ 臨時予防接種の実施

④ 患者の収容

- ・ 感染症患者または保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
- ・ 感染症病院または隔離病舎収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

3. 消毒及び害虫駆除

天草保健所等関係機関の指導のもと、被災地または避難所の状況に応じ、必要な資機材をもって防疫活動を実施する。

第3項 死体の搜索及び収容埋葬計画

1. 実施責任者

災害により死亡した者の搜索、検分、処理及び埋葬等の実施は町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

2. 搜索及び収容、埋葬の方法

(1) 死体の搜索の方法及び収容

死体の搜索は、町が天草広域連合消防本部及び警察と連携を密にし、早期発見に努める。ただし、状況に応じ自衛隊、自主防災組織及び地区等の協力を得て実施する。

町は、人命救助、救急活動及び行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、警察に連絡する。

死体の捜索期間は、災害発生後1週間以内とする。ただし、1週間を経過してもなお捜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により捜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

(2) 遺体の収容及び処理

① 遺体の収容

発見された遺体については、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により警察官の検死の後、災害対策本部長が指示する場所に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引き渡す。

② 収容後の処理

収容された遺体は次により処理する。

- ・ 遺体の洗浄、縫い合わせ、消毒等
- ・ 遺体の一時保存
- ・ 検案

③ 身元不明の遺体に対する措置

漂流死体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治33年法律第93号）の規定により処理する。

(3) 遺体の埋葬

① 遺体の埋葬は、警察官の検死（検分）を待って、町または医師が仮設の埋葬場所を借り上げて行い、町のみで困難な場合は、他機関の所属の医療班等の応援を得て実施する。

② 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨つぼ等現物を遺族に支給することによって行うこともできる。

第12節 医療助産計画

1. 実施責任者

町は、災害により住民の医療が困難となった場合における被災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合、苓北町は知事の補助執行機関としてこれを行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 処置手術、その他治療及び施術
- ④ 病院または診療所への収容
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3. 救護班及び医療班の編成等

災害現地において医療、助産救助を実施するため、次の基準により救護班または医療班を編成し、必要に応じ出動するものとする。

(1) 救護班

医師 1～2 人、薬剤師 1 人、看護師 2～3 人、事務職員 1 人、診療車を有するとき運転手 1 人をもって編成する。班長は医師のうち 1 人をもってあてる。

(2) 医療班

医師 1 人、補助員（看護師を含む）若干名をもって組織する。

4. 実施の方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき、町長は本計画の定めるところにより、現地に救護班または医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは医療機関または町長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によっては十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について、県に協議のうえ行うものとする。

5. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により苓北町が負担するものとする。ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りではない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準に準ずる。

(2) 従事者の災害補償

救護班または医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障がい者となったときの災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

第 13 節 教育・保育対策計画

災害発生時における児童・生徒の保護、文教施設の保全、応急教育の実施その他必要な事項について定め、もってこれらの円滑な遂行を図るものとする。

第1項 教育対策

1. 実施機関

町立学校における応急教育等は、町教育委員会が実施する。

2. 応急教育対策計画

(1) 児童・生徒の安全措置

①災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため、休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会は予め基準を示し、学校長と協議する。

②学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所を予め設定しておくものとする。避難予定場所の名称・所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合は、保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制を考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、天草教育事務所など関係機関と密接な連絡を取り、次の応急措置を行う。

①火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童生徒を收容する。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後上記修理を行い、一時的に使用することとする。

②火災以外の災害建物で、大破以下の被災建物は応急修理のうえ使用するが、この場合建築士の指示により、水平力及び積載荷重に対し、安全の確認を行った後使用すること。

③被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、無災害または被害僅少の地域の学校、施設、公民館、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合児童・生徒の安全とともに教育的配慮を行うこととする。

④教育施設の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、修理・補充の不可能な場合には、無災害または被害僅少学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失または棄損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒に対して、苓北町は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施する。

第2項 保育対策

1. 実施機関

保育園等における応急対策等は、福祉保健課が実施する。

2. 応急保育対策計画

(1) 保育園児保護対策

保育中に災害が発生した場合、園長は、福祉保健課からの指示により、またはそれが不可能なときは、園長の判断により下記の措置をとるものとする。

① 保育園施設に異常がなく、保育の継続が可能な場合は、園児の安全を確保しつつ、保育園施設内で保育を継続し、保護者の迎えを待つものとする。なお、保護者が交通の遮断、被災等の事情により迎えに来られず、降園できない園児が出た場合については、早急に実情を把握し必要な措置を講ずるものとする。

② 保育園施設に被害が発生し、保育の継続が困難と判断された場合には、園児を安全に避難させるとともに、園長を中心に被害状況等を把握し、明確な指示、的確な措置をとる。なお、保護者にも連絡網等を通じその旨の連絡を行う。

(2) 保育施設の確保

災害が発生した場合、園長はその状況を把握し、速やかに被害状況を福祉保健課に報告する。

福祉保健課は、被災保育園の現地調査を行い、保育継続の可否及び事態に即応した復旧対策を検討するなど、保育園運営の正常化に努める。

(3) 応急的保育の実施

園長は、災害の規模、被害の程度により、臨時の編成、町内保育園相互の調整を行うなどの対策を行い、登園可能な保育園児は、極力保育が実施できるよう努めるものとする。なお、その際登降園の安全の確保には万全を期すよう配慮する。

第3項 文化財の保護

文化財が被災した場合は、その所有者または管理者は、直ちに消防署または消防団に通報し、被害の拡大防止に努め、速やかに被害状況を調査し、その結果を町教育委員会に報告するとともに、県指定の文化財及び国指定の文化財にあつては、県教育委員会に報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

第14節 交通輸送計画

第1項 交通応急対策計画

町は、災害時において交通が途絶えまたは混乱した場合、若しくはそれらのおそれがある場合は、その状態を速やかに回復して交通秩序を確立し、災害地に対する緊急輸送及び災害地に関連する交通の安全と円滑を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

1. 交通規制の実施

町長は、次のような場合、交通の安全と円滑を図るため、道路における交通規制を実施する。

- (1) 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合
- (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2. 交通情報の把握

町は、天草警察署、県（天草広域本部土木部）と相互に緊密な連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

第2項 輸送対策計画

町の行う被害者及び災害応急要員の移送ならびに、災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。

なお、町のみでは輸送力が確保されず、または輸送の円滑が期されないときは、県を通じて熊本県トラック協会へ要請するなど、他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 輸送力の確保

(1) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等十分調査し、もっとも迅速・確実に輸送できるものをもって行う。なお人員、物資の輸送の優先は次のとおりとする。

① 人員の輸送：災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員、ならびに罹災者などとする。

② 物資の輸送：物資の輸送については、緊急物資、食料及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品ならびに災害用復旧資材を優先輸送する。

(2) 車輛等の確保

車輛等の把握・配車については、総務課が担当する。各部（課）において車輛を必要とするときは、総務課に配車の要請をおこなう。

(3) 庁用車以外の車輛等の確保

苓北町の車輛等が不足する場合は、営業用・自家用車等を借り上げる。

(4) 陸路以外の輸送方法

① 船舶による輸送：陸上交通による輸送が困難な場合、または途絶えたときは、天草漁業協同組合（苓北支所）や海運業者の協力を得て、人員・物資等の海上輸送を図る。

② 航空機等による輸送：災害による交通途絶、その他の理由により空中輸送が必要な場合は「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより要請して行う。

(5) 人力による輸送

災害のため車輛等による輸送が不能な場合は人力により輸送を行う。

2. 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車輛等の借り上げ費用は、国土交通省の認

可を受けている場合、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。なお、官公署及び公共機関保有の車輛使用については、燃料費負担程度とし、自家用車輛等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。

3. 災害救助法による輸送の基準

災害救助法が適用された場合は、同法第2条及び第30条の規定に基づき県が実施し、その範囲は次のとおりである。

(1) 輸送及び移送の範囲

- ①罹災者を避難させるための移送
- ②医療及び助産のための移送
- ③罹災者救出のための輸送
- ④飲料水及び救助用物資輸送
- ⑤死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

原則として各救助の実施期間中とする。

<参考>ヘリコプター離着場所一覧表

番号	到着予定地	所在地	予定地面積(たて×よこm ²)
1	坂瀬川総合グラウンド	苓北町坂瀬川	100×50=5,000m ²
2	坂瀬川小学校	〃	60×50=3,000m ²
3	坂瀬川公民館	〃	90×50=4,500m ²
4	志岐小学校	苓北町志岐	90×70=6,300m ²
5	苓北中学校	〃	120×70=8,400m ²
6	苓北町農村運動広場	〃	120×90=10,800m ²
7	苓北町拠点避難地	〃	165×80=13,200m ²
8	富岡小学校	苓北町富岡	80×60=4,800m ²
9	県立天草拓心高校マリン校舎	〃	150×100=15,000m ²
10	都呂々公民館	苓北町都呂々	60×50=3,000m ²
11	都呂々小学校	〃	100×60=6,000m ²
12	木場地区交流施設	〃	100×60=6,000m ²
13	上津深江広域避難地	苓北町上津深江	(70×45)+(50×30)=4,650m ²

第15節 救援物資要請・受入・配分計画

大規模な災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない場合は、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

(1) 拠点集積場所の選定

町は、各避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 受入・供給体制の整備

町は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。また、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

なお、町は大量に送付されてくることが予想される救援物資の避難者への効率的な配送を行うため（社）熊本県トラック協会及び民間事業者との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取り扱い

町は、救援物資の確実な供給等を行うため、避難収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第16節 労務供給対策

災害時において応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てるが、特定作業あるいは労力に不足を生じる場合の計画は次により実施する。

1. 実施機関

災害応急対策に必要な作業員の雇い上げについては町が実施する。

2. 作業員の作業内容

応急対策に必要な作業員の作業範囲は、次のとおりとする。

(1) 被災者の救出のための機械器具資材の操作

(2) 医療助産の移送

医師が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者、または医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他の方法がない場合。

(3) 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等

(4) 救援物資の整理、輸送及び配分

(5) 遺体の搜索処理

3. 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して災害対策本部長が定める。

4. 賃金の支給方法

賃金の支給は、各課（部）において支払うものとし、原則として作業現場で当日作業員に対し支払う。

第17節 ライフラインの応急対策計画

電気、ガス、上・下水道、電話、交通等の各施設は、生活の基幹をなすものである。災害時これらの施設が被災した場合、日常生活は麻痺にもつながら、その影響は極めて大きい。このため、これらの各施設においてそれぞれ復旧活動を確立し、相互に連携を保ちながら、応急対策及び事故防止のため広報活動等を実施する。

第1項 情報連絡及び連携体制の確保

町及び関係課並びに各関係機関は、次に掲げる情報連絡等を行い情報の共有化に努めるとともに、相互の協力により円滑な応急対策のための連携体制を確保する。

1. 町への連絡

各課及び各関係機関は、総務課（総務対策部）に対し、次に掲げる事項について適宜連絡を行う。

- ・各関係機関の施設の被害状況
- ・各関係機関における応急対策の状況
- ・各関係機関所管施設の応急復旧の見通し

2. 情報の連絡及び必要な対応の協議

町は、各関係機関に対し情報を適宜連絡するとともに、必要に応じて関係機関と応急対策について協議し、その実施の円滑化を図る。

3. 報道発表等の際の措置

各関係機関は、報道関係機関に対し各応急活動等に係る発表を行う場合、または町民への広報活動を行う場合は、総務課（総務対策部）にその内容を通知する。

ただし、事前に通知できないやむを得ない事情がある場合は、事後速やかに通知する。

4. 町の広報媒体の活用

各関係機関が応急対策の状況その他について広報する場合は、必要に応じて町に要請し、町の広報媒体の活用を図る。

町は、各関係機関から町の広報媒体の活用に係る要請を受けた場合、速やかに実施する。

第2項 各関係機関等の応急対策

衛生対策部及び土木対策部並びに次の関係機関は、その機能の保全及び安全を確保するための応急対策を実施する。

- ・九州電力(株)天草営業所
- ・NTT西日本(株)天草営業所
- ・(株)Qtnet
- ・町内プロパンガス等取扱業者
- ・熊本県土木部
- ・苓北町土木管理課
- ・苓北町水道環境課

第18節 海上災害対策

船舶による油の流出、大規模な海上火災、船舶および航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常自然現象による海上災害が発生し、または発生するおそれがある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体を保護するとともに社会秩序の維持を図る。

第1項 苓北町の応急対策

1. 非常体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、熊本海上保安部と協同して必要な対策の検討、情報収集を行うとともに所要の措置を講じ、併せて苓北町災害対策本部の設置を図る。

2. 情報の伝達及び応急措置

町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちに各関係機関に通報し、関係市町村に対しては、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策について協議する。関係沿岸市町村への通報事項は、おおむね次のとおりとする。なお通報及び伝達にあたっては、「第4章 第1節 災害情報等の収集・伝達」により行う。

(1) 人命の救出・救護

(2) 初期消火及び延焼防止

(3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底

①被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する災害状況の周知

②火気使用の制限または禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

(4) 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

(5) 警戒区域の設定、立入り制限、退去等の命令

①町長は、災害が発生し、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは警戒区域を設定する。

②町長は、前項により警戒区域を設定したときは速やかに公表し、災害対策に従事する者以外の立ち入り禁止制限または当該区域からの退去を命令する。

③公表は掲示するとともに、ラジオ・テレビ等の報道機関を利用するとともに広報車・防災行政無線、れいほくよかナビ等により広報を行い、住民へ周知を図る。

(6) 救助活動

①避難時の勧告指示

町長は、住民の生命、身体を保護するために避難命令を発令し、適当な場所への避難の指導及び勧告を行う。

②水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急措置

③消防活動

船舶等の火災の消火

(7) 自衛隊への派遣要請

町長は災害に伴う救助活動に必要があると認めるときは、「第4章 第20節 自衛隊への災害派遣要請計画」により知事に派遣要請を求るものとする。

第2項 熊本海上保安部の応急対策

1. 非常体制の確立

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに所要の措置を講ずる。

2. 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。

3. 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは、油等危険物の流出による船舶、水産資源諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ通報する。

4. 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機または巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告、または通報するものとする。

5. 救助活動

(1) 避難の援助及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずるおそれがある場合は、適当な場所への避難の指導及び勧告をする。

(2) 避難船等の救助

避難船が発生した場合の捜索及び救助にあたる。

(3) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧資材の海上輸送を行う。

(4) 消防活動

船舶等の火災の消火にあたる。

(5) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送を行う。

(6) 物資の無償貸付または譲与

要請により、または必要と認める場合、規定に基づき海上災害救助用物品の罹災者への無償貸付または譲与を行う。

6. 海上交通安全の確保

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令または勧告

(2) 水路の損壊、水深に異常が生じた場合の応急調査及び警戒

(3) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止、または必要に応じ応急標識等の設置

7. 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講ずる。

- (1) 海面に油、危険物等が流出した場合、付近の警戒、油の拡散、火災発生防止等を行う。
- (2) 状況に応じ船舶交通の制限または禁止、進行の停止及び経路変更等の指導を行う。
- (3) 危険物積載船舶について、荷役の制限または禁止及び移動若しくは航行の制限・禁止の措置を行う。

8. 治安の維持

治安を維持するため巡視船艇を災害発生場所に派遣し、付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

9. 広報

民生の安定に重点をおき、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急措置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行う。

第3項 関係機関との連携

町は油除剤、その他資機材を使用する応急措置が必要な場合は、熊本海上保安部等関係機関及び熊本県沿岸流出油災害対策協議会等に協力を要請するものとする。

第19節 原子力災害対策

原子力発電所等事故や原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の、町民のパニック防止、安全確保を図るため、次に掲げる応急対策を実施する。

第1項 原子力災害応急対策

1. 情報の収集・伝達

町は、電力会社及び所在県並びに熊本県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、把握した情報について、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示（緊急）等の伝達を行う。

また、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示（緊急）の状況等について、自治会、消防団、避難行動要支援者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行い、応急対策活動状況については継続的に広報するものとする。

さらに、町は、県と連携し、必要に応じて町民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置するものとする。

2. 屋内退避等に係る体制の整備

町は、県の指示により町民へ避難を指示する。この場合町は県と協議のうえ、屋内退避を要する区域または避難を要する区域の決定、避難先及び避難所について調整を行う。

住民の避難は、原則として自家用車両を利用して行う。町及び県は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、町及び県は、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用その他、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、町及び県は、関係機関と連携して避難体制の構築を図るとともに、国民保護事案も含めた危機管理のため、「避難実施要領パターン」を事前に作成するよう努める。

さらに、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制の充実に努める。

3. 緊急時モニタリングの実施

町は、県と連携し、町内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、緊急時モニタリングを継続するとともに、移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

4. 健康相談及び医療の実施

町及び県は、必要に応じて、町内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメーター等を用いた放射性物質の汚染検査、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

また、町は県と連携し、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第2項 応急対策後の対応

1. 環境放射線モニタリングの実施

町は原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

2. 風評被害等の影響軽減

町は、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するための必要な活動を県や関係機関と連携して実施する。

3. 住民健康相談

町は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

4. 放射性物質による汚染の除去等

町は、国、県、電力会社その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第20節 自衛隊への災害派遣要請計画

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害応急対策実施のため知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次の手続きによる。

1. 要求する災害

町は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき人命、身体または財産保護のため、必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき要求する。

2. 要求の手続き

自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を記載した文書または口頭により、天草広域本部長を經由し知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は、直接熊本県危機管理防災課に電話等迅速な手段で行い、その後、速やかに要求書を提出する。

(1) 災害の状況

- ①被災（被災予想）地域
- ②被災（被災予想）状況
- ③被害（被害予想）状況（人命・財産等）
- ④今後の見通し

(2) 要求する理由

- ①苓北町の措置状況
- ②自衛隊派遣を必要とする理由

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

(5) 派遣を希望する区域及び活動内容

(6) その他参考となる事項

- ①連絡方法（窓口）、責任者
- ②部隊の集結できる地域

3. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

- (1) 人命の救助
- (2) 遭難者等の搜索活動
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び物資の輸送
- (6) 道路または水路の応急復旧
- (7) 応急の医療、防疫
- (8) 通信支援
- (9) 給水、炊飯
- (10) 入浴支援等

4. 連絡担当者

- (1) 町長は、部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。

(2)連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における苓北町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

5. 派遣要求後の措置

町長は、部隊の派遣を受けたときは、次の措置を講じて部隊の作業を援助し、災害派遣要求の目的を達するよう努める。

- (1) 部隊と応急措置に従事する消防団その他地元地区民との協調を図る。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車輛等の保管場所を提供する。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6. 派遣部隊の撤収要求

町長は、派遣目的を達した場合、またはその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要領に準じて撤収要求（撤収時期及び理由）を行う。

7. 派遣に要する経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち次に掲げるものは、苓北町の負担とする。

- (1) 部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- (2) 部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用
- (5) その他必要な事項については、協議して定める。

<参考>緊急時の連絡先

区分	担当窓口	連絡先
熊本県	危機管理防災課	電話：096-333-2112 096-333-2115 096-333-2118
陸上自衛隊	西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊	電話：096-368-5111 内線：3202、3205
	熊本地方協力本部天草駐在員事務所	電話：0969-22-3349

第21節 緊急消防援助隊要請計画

1. 緊急消防援助隊の出動要請

- (1) 町は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- (2) 町は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、天草広域連合消防本部・消防長へ連絡するものとする。

2. 苓北町応援等調整本部

(1) 町長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、苓北町での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて苓北町応援等調整本部を設置するものとする。

(2) 応援等調整本部の構成員は、町長またはその委任を受けた者、苓北町派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、または県内広域連絡応援消防隊の代表とし、町長を本部長とする。

この場合、当該調整本部は消防庁、後方支援本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。

- ① 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
- ④ その他の必要な事項に関すること

3. 熊本県応援等調整本部への派遣

苓北町を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、町長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

第22節 他機関への出動応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため、他機関に出動要請の必要があるとき、町長は地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により、他の地方公共団体または国の機関の職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。

さらに、親善友好を結んでいる市町間においても、相互申し合わせのうえ、出動応援を行う。

1. 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

加えて、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援機関職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとし、さらに応援機関職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

また町は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請または応援を行うものとする。なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

2. 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

3. 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には災害対策基本法施行令第18条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第2項の規定によるものとする。

第23節 災害救助法関係

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、罹災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、これら災害救助法の適用について必要な事項を定める。

第1項 災害救助法の適用基準

1. 適用基準

災害救助法の適用は、知事が行うが、本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が1,500世帯以上であつて、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県内で住家の滅失した世帯数が7,000世帯以上で、町内の被害世帯数が多数である場合

第2項 災害救助法の適用手続

1. 適用の要請

災害に際し、本町における災害が、第1項の災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、町本部長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

2. 適用要請の手続

町本部長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県危機管理防災課に対し、次に掲げる事項について、とりあえず電話等をもって要請し、その後速やかに要請書を提出する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (3) 災害の原因及び被害の状況
- (4) 救助種類別実施状況
- (5) 法の適用を必要とする理由
- (6) その他必要な事項

第3項 救助の種類等

災害救助法による救助の種類等は、おおむね次のとおりである。

- ・避難所の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・災害にかかった者の救助
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・障害物の除去

- ・ 応急仮設住宅の設置
- ・ 死体の搜索、処理
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ・ 医療
- ・ 助産
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 輸送
- ・ 賃金職員等

第24節 その他の災害応急対策に必要な事項

1. 応急公用負担（災害対策基本法第64条、第71条、第78条、水防法第28条）

(1) 公用負担を行使できる者

- ① 知事
- ② 町長
- ③ 警察官
- ④ 海上保安官
- ⑤ 指定地方行政機関の長

(2) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にあるものを公用令書（様式8の1号）をもって、応急措置の業務に従事させることができる。

(3) 物的公共負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用し、または土石・竹・木、その他の物件を公用令書（様式8の2号）をもって使用し、若しくは收容することができる。

(4) 公用負担の変更及び取り消し

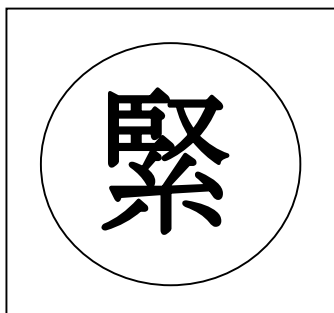
公用令書を交付した後、当該公用令書にかかわる処分を変更しまたは取り消したときは、公用変更令書（様式9号）または公用取消し令書（様式10号）を交付しなければならない。

2. 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に様式11号の腕章を着用する。

3. 災害応急対策に使用する車輛の標示

災害応急対策に使用する車輛は、当該車輛の前面左側窓に次の標示をする。



（備考）

1. 文字及び円の記号の色彩は赤色、地の色彩は白色とする。
2. 運転者の視野を妨げないようにして、車輛の前面の見やすい箇所に貼付する。
3. 標章の右下すみに交付番号を記入する。

第5章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後において、被災した各施設の原形復旧に併せ災害の再発生を防止するために必要な施設の設置または改良を行うなど、将来の災害に備えるとともに農林水産業及び中小企業者に対する融資対策について定め、その実施を図るものである。

第1節 施設災害復旧計画

第1項 基本方針

1. 苓北町は、応急対策を実施した後、できるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努めることとする。
2. 災害復旧について、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに原形復旧にとどまらずにさらに災害関連改良事業を行うなど、施設の向上を配慮するものとする。
3. 町は道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、県、及び電力、通信等のインフラ事業者等の関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

第2項 復旧計画

災害の復旧に関して、現存の各種法令の規定により恒久的復旧のための災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、短期完成を図る。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (3) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）
- (7) 海岸法（昭和31年法律第101号）
- (8) 港湾法（昭和25年法律第218号）
- (9) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- (11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (12) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- (13) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

(14) 売春防止法（昭和31年法律第118号）

(15) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第2節 生業回復等の資金確保計画

第1項 基本方針

被災者の生活安定及び事業回復のための資金については、国、県、市（町村）及び各種金融機関の協力のもとに現存の各法令及び制度の有機的な運用により所要資金を確保するよう配慮するものとする。

第2項 融資制度の充実

世帯更生資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、各種金融公庫、その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金確保に努めるものとする。

苓北町における近年の主な気象災害の発生状況

発生年月日	原因	被害の種類	発生場所	被害の状況
昭30. 9. 29	台風	風水害	全 域	台風22号襲来、農作物の被害甚大
昭31. 5. 16	台風	風 害	全 域	台風9号襲来、被害甚大
昭33. 8	少雨	干ばつ	全 域	雨が少なく干ばつで、対策事業費548万
昭34. 9. 17	台風	風水害 ・津波	全 域	台風14号襲来、都呂々地区の被害が甚大 災害救助法 (住家全壊41戸、半壊61個、海岸堤防欠壊1,520m、被害総額1億2,600万円)
昭40. 4. 6	火災	山林 火災	上津深江	上津深江東別当山火事20ha延焼、被害額1,500万円
昭42. 6～	少雨	干ばつ	全 域	70年ぶりの大干ばつ(農作物の被害甚大、飲料水不足により救援水送られる。6月17日対策本部設置、被害額2億2,000万円)
昭44. 9～	少雨	干ばつ	全 域	9月から10月にかけて降雨なく農作物に被害続出。
昭45. 8. 14	台風	風水害	全 域	台風9号の被害甚大。全壊6戸、半壊16戸、被害総額2億2,645万円
昭46. 7. 23	豪雨	水 害	全 域	集中豪雨、道路、河川、公共施設、農作物に6,513万円の被害
昭51. 9. 12	台風	風水害	全 域	台風17号が上陸。被害総額4億5千万円。
昭54. 6. 28	豪雨	水 害	全 域	集中豪雨により家屋、農作物等の被害額が4億円に達す。

昭57. 7. 25	豪雨	水 害	全 域	15日間に1,047ミリ、25日未明1時間雨量92ミリと記録的な雨量となり、被害額が8億3,401万円に及ぶ。
昭60. 6. 28	豪雨	水 害	全 域	日雨量268ミリの集中豪雨で1億6千万円の被害が発生。
平元. 7. 27 ~28	台風	風水害	全 域	大型台風11号の襲来、300ミリ近くの雨量を記録。被害総額4億5,596万円。
平3. 9. 14	台風	風水害	全 域	瞬間風速50メートルを超え家屋等に大きな被害をもたらす。被害総額4億5千万円。
平3. 9. 27	台風	風水害	全 域	立て続けに上陸した大型台風19号でさらに被害が拡大した。住家1,750戸をはじめ、農業関係、漁業関係、林業関係すべてに被害が続出し、被害総額8億7,670万円に及ぶ。
平5. 7. 31 ~8. 1	豪雨	水 害	全 域	日雨量300ミリを越す雨量で軟弱となっていた地盤等が崩壊し、農作物等にも大きな被害をもたらす。被害総額11億7千万円。
平6. 7~	少雨	干ばつ	全 域	大干ばつが発生し、渇水対策本部を設置し対策に当たる。
平8. 7. 2 ~3	豪雨	水 害	全 域	時間雨量50ミリを越す雨量で、被害をもたらす。被害総額 1億2,045万円
平9. 7. 7 ~12	豪雨	水 害	全 域	6日間に660ミリ、1時間雨量300ミリ以上を5回記録した被害額が1億7,524万円に及ぶ。

平11. 9. 24	台風	風水害	全 域	大型で非常に強い(935hPa)台風18号が天草に上陸し各地に大きな被害をもたらした。本町でも最大瞬間風速50mを記録。家屋の倒壊や人的被害はなかった。被害総額540,903千円
平12. 8. 17 ~18	豪雨	水 害	全 域	8月17日から18日にかけて、250mmの集中豪雨により、各地で道路等が崩壊(道路13カ所、河川6カ所)した。被害総額24,740千円
平16. 7~	少雨	干ばつ	全 域	干ばつが発生し、渇水対策本部を設置し対策に当たる。
平27. 6. 11	豪雨	水 害	全 域	6月11日、1時間雨量62.5mm、1日雨量276mmを記録。(苓北町役場観測)集中豪雨により、各地で道路、河川、農地等が崩壊、床上、床下浸水の甚大な被害をもたらした。平成27年度激甚災害として指定される(査定額4億8千9百万円)(河川41箇所、道路55箇所)
平28. 4. 14~	地震	地 震	全 域	4月14日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5、震度7の地震(前震)が発生。(苓北町震度4)(県内全45市町村に災害救助法の適用)4月16日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.3、震度7の地震(本震)が発生。(苓北町震度4)その後も、県内各地で余震が続く。

1. 重要水防区間

・重要水防箇所一覧表 河川の部（Aランク）

水系名	河川名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	右岸 1,590 左岸 1,520	堤防高不足	土のう積工

・重要水防箇所一覧表 河川の部（Bランク）

水系名	河川名	延長（m）	危険状況	水防工法
松原川	松原川	右岸 600 左岸 400	堤防高不足	土のう積工
上津深江川	上津深江川	右岸 610 左岸 830	堤防高不足	土のう積工
都呂々川	都呂々川	右岸 320 左岸 100	堤防高不足	土のう積工

・重要水防箇所一覧表 河川の部（Cランク）

水系名	河川名	延長（m）	危険状況	水防工法
志岐川	志岐川	右岸 970 左岸 700	堤防高不足	土のう積工
小路川	小路川	右岸 380 左岸 920	堤防高不足	土のう積工
三会川	三会川	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	土のう積工

・重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
小松海岸	苓北町都呂々	100	越波	土のう積工
唐人岩海岸	苓北町坂瀬川	100	越波	土のう積工
鎌海岸	苓北町志岐	100	越波	土のう積工

・重要水防区間一覧表 海岸の部（Cランク）（県農政部所管）

海岸名	地先名	延長（m）	危険状況	水防工法
富岡北海岸	苓北町富岡	400	越波	土のう積工

・ダム・水門・堰の部

名称	河川名	操作	所管土木部	管理者
志岐ダム	志岐川	操作規定による	天草広域本部	苓北町 土地改良区

2. 道路危険箇所

路線番号	路線名	区間名	危険箇所	危険内容	延長
1	西川内線	坂瀬川	1	落石、法面崩壊	30m
6	富貴迫線	坂瀬川	1	落石	200m
15	木場線	坂瀬川	1	落石	100m
17	葉山線	坂瀬川	1	落石	100m
26	大岳線	坂瀬川	1	落石	200m
32	荒平線	坂瀬川	1	落石	50m
33	大岳2号線	坂瀬川	1	落石	100m
36	吉尾松線	坂瀬川	1	落石	200m
37	鶴木場線	坂瀬川	2	落石、法面崩壊	160m
143	風月1号線	坂瀬川	1	落石	100m
156	神楽山線	坂瀬川	1	落石	200m
370	風月線	坂瀬川	1	法面崩壊	100m
50	小星川内線	上津深江	1	落石	50m
51	寛毛線	上津深江	1	落石	20m
215	城の平線	志岐	1	落石	30m
89	八久保線	富岡	1	法面崩壊	20m
170	城内線	富岡	1	法面崩壊	18m
314	下皿山線	内田	2	落石	20m
110	高尾線	都呂々	1	法面崩壊	10m
358	仁田線	都呂々	1	落石	50m
114	唐干田線	都呂々	1	落石	200m
106	井出の迫線	都呂々	1	落石	50m
185	轟1号支線	都呂々	1	落石	100m
373	鎌久保1号支線	都呂々	1	落石	200m
206	野田2号支線	都呂々	1	落石	300m
189	大羅線	都呂々	1	落石	100m

3. 地すべり危険箇所（砂防地すべり：国土交通省所管）

	区 域 名	在	面積 (ha)	指 定	指定区域 面積 (ha)
1	ニガキ迫	都呂々	33.8	○	6.91
2	年柄	年柄	9.4	○	5.3
3	萱の木	都呂々	28.6	○	11.38
4	都呂々	都呂々	23.8	○	8.58
5	多田羅	都呂々	10	○	6.25
6	長迫	都呂々	19.4	○	5.22
7	仁田平	仁田平	19.7	○	5.31
8	西川内	坂瀬川	33.2	○	11.29
9	木場	坂瀬川	15.7		
10	苓北鶴	坂瀬川	16.8		
11	長崎浜	坂瀬川	12.1		
	小 計	1 1 箇所	222.5	8	60.24

4. 土石流危険箇所

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 字
11-531 I -001			西川支流	坂瀬川 西川内
11-531 I -002			西川支流	坂瀬川 西川内
11-531 I -003	松原川	松原川	浦	坂瀬川 浦
11-531 I -004	松原川	松原川	鶴	坂瀬川 鶴
11-531 I -005	松原川	松原川	松原(南)	坂瀬川 松原
11-531 I -006	松原川	松原川	松原(西)	坂瀬川 松原
11-531 I -007		小路川	木場	坂瀬川 木場内
11-531 I -008	上津深江川	上津深江川	川向(南)	坂瀬川 川向
11-531 I -009	上津深江川	上津深江川	川向(北)	坂瀬川 川向
11-531 I -010	上津深江川	上津深江川	平木(南)	上津深江 平木
11-531 I -011	上津深江川	上津深江川	的場	上津深江 的場
11-531 I -012	志岐川	志岐川	城下	志岐 城下
11-531 I -013	中尾川	中尾川	中尾	志岐 中尾
11-531 I -014		三合川	皿山(北)	内田 皿山
11-531 I -015		三合川	皿山(中)	内田 皿山
11-531 I -016			元袋	富岡 元袋
11-531 I -017	都呂々川	沖の田川	沖の田川	都呂々 狸川内
11-531 I -018	都呂々川	都呂々川	笹尾川	都呂々 笹尾
11-531 I -019	都呂々川	都呂々川	石出川	都呂々 中村
11-531 I -020			長迫	都呂々 長迫
11-531 I -021		高尾川	柳の迫	都呂々 柳の迫
11-531 I -022	小松川	小松川	小松川	都呂々 小松川
11-531 II -001	松原川	松原川	松原(東)	坂瀬川 松原
11-531 II -002	松原川	松原川	仁田平	坂瀬川 仁田平
11-531 II -003	松原川	松原川	鶴	坂瀬川 鶴
11-531 II -004	松原川	松原川	鶴	坂瀬川 鶴
11-531 II -005		小路川	木場(西)	坂瀬川 木場
11-531 II -006		小路川	木場(東)	坂瀬川 木場
11-531 II -007	上津深江川	上津深江川	大河内	上津深江 大河内
11-531 II -008	上津深江川	上津深江川	平木(下)	上津深江 平木
11-531 II -009	中尾川	中尾川	中尾	志岐 中尾
11-531 II -010	中尾川	中尾川	中尾	志岐 中尾
11-531 II -011	中尾川	中尾川	中尾	志岐 中尾
11-531 II -012		三合川	皿山	内田 皿山
11-531 II -013		三合川	皿山(南)	内田 皿山
11-531 II -014	都呂々川	都呂々川	大河内西	都呂々 大河内
11-531 II -015	都呂々川	都呂々川	大河内	都呂々 大河内
11-531 II -016	都呂々川	都呂々川	大河内東	都呂々 大河内
11-531 II -017	都呂々川	都呂々川	下木場	都呂々 下木場

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地 字
11-531Ⅱ-018	都呂々川	都呂々川	六本松	都呂々 六本松
11-531Ⅱ-019	都呂々川	都呂々川	方針	都呂々 方針
11-531Ⅱ-020	都々呂川	舞子川	長迫	都呂々 長迫
11-531Ⅱ-021		高尾川	高尾川	都呂々 黒瀬
11-531Ⅱ-022			妙見	都呂々 妙見
11-531Ⅱ-023		萱の木川	萱の木	都呂々 萱の木
11-531Ⅱ-024		浜平川	浜平	下田北 浜平

5. 崩壊土砂流出危険箇所

番号	枝番	位置		直接保全対象				治山 事業 進捗 状況	地す り止 防区 域指 定	保安 林の 指定
		大字	字	人家 戸数	公共 施設	災害 者連 関設	道路等			
96	1	坂瀬川	西川内	85			町道	無	無	無
96	2	〃	大尾 他4	11			国道	無	無	無
96	3	〃	金山 他5	42	2		—	一部	無	有
96	4	〃	野口	120	4		国道	無	無	無
96	5	〃	富貴迫	40	3		〃	無	無	有
96	6	〃	八久保 他5	30	5		〃	無	無	有
96	7	〃	高葉山	40	4		町道	未成	無	無
96	8	志岐	銅生山 他5	0			〃	無	無	無
96	9	〃	鞍河内	4			—	無	無	無
96	10	〃	本屋敷	15			町道	無	無	無
96	11	〃	上清湊郷	3			〃	一部	無	有
96	12	年柄	西ヒト口	3	1		〃	未成	無	有
96	13	都呂々	藤ノ元	23	1		県道	無	無	無
96	14	〃	陰平	20	1		〃	無	無	無
96	15	〃	轟	0			〃	無	無	無
96	16	〃	下鳴谷郷	25			町道	無	無	無
96	17	〃	萱の木川	6			国道	無	無	無
96	18	坂瀬川	福田	0			町道	無	無	無
96	19	〃	一里山	50			〃	無	無	無
96	20	〃	大円	27			〃	無	無	無
96	21	〃	古里	20			県町道	一部	無	有
96	22	都呂々	竹の迫	15			国道	一部	無	有
96	23	上津深江	岩舟	20			町林	一部	無	有
96	24	年柄	十ノ久保	10			町道	概成	無	有
96	25	〃	上松谷	20			町林	一部	無	有
96	26	〃	切跡谷	10			町道	一部	無	有
96	27	志岐	上清湊郷	5			町林	概成	無	有
96	28	〃	水の本	5			町道	概成	無	有
96	29	都呂々	光り神	20			国町道	無	無	無
96	30	坂瀬川	越路	16			県町道	未成	無	無

6. 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)
自然	531	I -	1	津岬		坂瀬川	西川内	160
自然	531	I -	2	下萱場橋	2	坂瀬川	西川内	160
自然	531	I -	3	野畑		坂瀬川	西川内	270
自然	531	I -	4	西川内		坂瀬川	西川内	300
自然	531	I -	5	西川内漁港前		坂瀬川	西川内	140
自然	531	I -	6	長崎浜		坂瀬川		500
自然	531	I -	7	大瀬鼻		坂瀬川	和田	380
自然	531	I -	8	和田		坂瀬川	松原	493
自然	531	I -	9	花園		坂瀬川		240
自然	531	I -	10	仁田平		坂瀬川	時の灯	130
自然	531	I -	11	時の灯		坂瀬川	時の灯	190
自然	531	I -	12	鶴		坂瀬川	鶴	320
自然	531	I -	13	鶴口橋下		坂瀬川	鶴	60
自然	531	I -	14	浦		坂瀬川	松原	310
自然	531	I -	15	沖田郷		坂瀬川		590
自然	531	I -	16	源田		坂瀬川	木場	280
自然	531	I -	17	庵の山		坂瀬川	木場	300
自然	531	I -	18	十五社下		坂瀬川	木場	90
自然	531	I -	19	木場		坂瀬川	木場	280
自然	531	I -	20	川向	2	坂瀬川	川向	270
自然	531	I -	21	川向		坂瀬川	川向	155
自然	531	I -	22	釜の下		上津深江	釜の下	170
自然	531	I -	23	平木		上津深江	的場	950
自然	531	I -	24	尾の上		上津深江	的場	350
自然	531	I -	25	的場橋		上津深江	的場	130
自然	531	I -	26	的場		上津深江	的場	250
自然	531	I -	27	釜入口停留所		志岐		140
自然	531	I -	28	平山	3	志岐	平山	110
自然	531	I -	29	志岐変電所横		志岐	城下	200
自然	531	I -	30	茶摘田橋傍		志岐	城下	70

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)
自然	531	I -	31	西原		志岐	城下	150
自然	531	I -	32	船場		船場		110
自然	531	I -	33	城内	2	富岡		200
自然	531	I -	34	城内		富岡		150
自然	531	I -	35	勢溜		富岡		200
自然	531	I -	36	白岩崎		富岡		370
自然	531	I -	37	白岩崎	2	富岡		100
自然	531	I -	38	八久保		富岡	尾越	230
自然	531	I -	39	元袋		富岡	元袋	170
自然	531	I -	40	汐入		富岡	元袋	650
自然	531	I -	41	城山公園下		富岡	汐入	300
自然	531	I -	42	年柄		年柄	年柄	300
自然	531	I -	43	第二中尾橋	4	志岐	中尾	40
自然	531	I -	44	立見		年柄	狸川内	320
自然	531	I -	45	多田羅		年柄	狸川内	340
自然	531	I -	46	大川内		都呂々	大河内	300
自然	531	I -	47	笹尾		都呂々	笹尾	180
自然	531	I -	48	尾名瀬橋	2	都呂々	大川内	120
自然	531	I -	49	松野		都呂々	下木場	360
自然	531	I -	50	中村橋		都呂々	木場	80
自然	531	I -	51	上		都呂々	都呂々	630
自然	531	I -	52	落迫		都呂々	都呂々	250
自然	531	I -	53	古里		都呂々	長迫	230
自然	531	I -	54	浜		都呂々	長迫	540
自然	531	I -	55	小松	(B)	都呂々	小松	105
自然	531	I -	56	小松	(A)	都呂々	小松	150
自然	531	I -	57	唐干田		都呂々	小松	150
自然	531	I -	58	上唐干田		都呂々	小松	200
自然	531	I -	59	上萱の木	1	都呂々	萱の木	350
自然	531	I -	60	上萱の木	2	都呂々	萱の木	480

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)
自然	531	Ⅱ-	1	汐入	2	富岡	汐入	50
自然	531	Ⅱ-	2	郷土資料館下		富岡	汐入	150
自然	531	Ⅱ-	3	春の迫	1	富岡	春の迫	40
自然	531	Ⅱ-	4	春の迫	2	富岡	春の迫	80
自然	531	Ⅱ-	5	四季崎岬	1	富岡	水尻	60
自然	531	Ⅱ-	6	四季崎岬	2	富岡	水尻	50
自然	531	Ⅱ-	7	四季崎岬	3	富岡	水尻	50
自然	531	Ⅱ-	8	春の迫	3	富岡	春の迫	40
自然	531	Ⅱ-	9	五和町境	1	坂瀬川	西川内	70
自然	531	Ⅱ-	10	西川内	2	坂瀬川	西川内	70
自然	531	Ⅱ-	11	下萱場橋	1	坂瀬川	西川内	150
自然	531	Ⅱ-	12	西川内	3	坂瀬川	西川内	80
自然	531	Ⅱ-	13	川向	3	坂瀬川	川向	50
自然	531	Ⅱ-	14	L P G 前		坂瀬川		80
自然	531	Ⅱ-	15	大川内橋傍		上津深江	的場	100
自然	531	Ⅱ-	16	釜		志岐		70
自然	531	Ⅱ-	17	平山	1	志岐	平山	100
自然	531	Ⅱ-	18	平山	2	志岐	平山	70
自然	531	Ⅱ-	19	平山溜池横	1	志岐	平山	150
自然	531	Ⅱ-	20	平山	4	志岐	平山	70
自然	531	Ⅱ-	21	平山溜池横	2	志岐	平山	60
自然	531	Ⅱ-	22	志岐山公民館隣		志岐	志岐山北平	50
自然	531	Ⅱ-	23	志岐山北平	1	志岐	志岐山北平	40
自然	531	Ⅱ-	24	志岐山北平	5	志岐	志岐山北平	50
自然	531	Ⅱ-	25	志岐山北平	2	志岐	志岐山北平	40
自然	531	Ⅱ-	26	志岐山北平	3	志岐	志岐山北平	40
自然	531	Ⅱ-	27	志岐山北平	4	志岐	志岐山北平	50
自然	531	Ⅱ-	28	山田	1	内田	山田	100
自然	531	Ⅱ-	29	山田	2	内田	山田	120
自然	531	Ⅱ-	30	年柄	2	年柄	年柄	100
自然	531	Ⅱ-	31	年柄神社横		年柄	年柄	70
自然	531	Ⅱ-	32	下檜橋上		年柄	年柄	80
自然	531	Ⅱ-	33	上黒瀬	1	年柄	上黒瀬	45
自然	531	Ⅱ-	34	上黒瀬	2	年柄	上黒瀬	50
自然	531	Ⅱ-	35	金比羅宮前		年柄		50
自然	531	Ⅱ-	36	下檜橋下		年柄	上黒瀬	80
自然	531	Ⅱ-	37	納骨堂下		坂瀬川	鶴	70

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	急傾斜 地崩壊 危険箇 所の延 長 (m)
自然	531	Ⅱ-	38	五和町境	2	坂瀬川	鶴	160
自然	531	Ⅱ-	39	採石場下		坂瀬川		50
自然	531	Ⅱ-	40	志岐山南平	1	志岐	志岐山南平	70
自然	531	Ⅱ-	41	志岐山南平	2	志岐	志岐山南平	50
自然	531	Ⅱ-	42	琵琶の尾		志岐山	南平	150
自然	531	Ⅱ-	43	山上神社下		上津深江		80
自然	531	Ⅱ-	44	狸川内	1	年柄	狸川内	330
自然	531	Ⅱ-	45	金比羅宮下	1	年柄	狸川内	40
自然	531	Ⅱ-	46	金比羅宮下	2	年柄	狸川内	40
自然	531	Ⅱ-	47	金比羅宮下	3	年柄	狸川内	60
自然	531	Ⅱ-	48	金比羅宮下	4	年柄	狸川内	40
自然	531	Ⅱ-	49	舞子橋		都呂々	長迫	160
自然	531	Ⅱ-	50	上橋上		都呂々	長迫	60
自然	531	Ⅱ-	51	尾名瀬橋	1	都呂々	大川内	50
自然	531	Ⅱ-	52	長迫	1	都呂々	長迫	70
自然	531	Ⅱ-	53	長迫	2	都呂々	長迫	40
自然	531	Ⅱ-	54	長迫	3	都呂々	長迫	50
自然	531	Ⅱ-	55	長迫	4	都呂々	長迫	40
自然	531	Ⅱ-	56	黒瀬		都呂々	黒瀬	180
自然	531	Ⅱ-	57	黒瀬橋下		都呂々	小松	130
自然	531	Ⅱ-	58	小松	1	都呂々	小松	150
自然	531	Ⅱ-	59	小松	2	都呂々	小松	60
自然	531	Ⅱ-	60	唐干田	2	都呂々	唐干田	30
自然	531	Ⅱ-	61	唐干田	3	都呂々	唐干田	40
自然	531	Ⅱ-	62	宇土	1	都呂々	宇土	50
自然	531	Ⅱ-	63	宇土	2	都呂々	宇土	40
自然	531	Ⅱ-	64	第一中尾橋	1	志岐	中尾	40
自然	531	Ⅱ-	65	第一中尾橋	2	志岐	中尾	50
自然	531	Ⅱ-	66	第二中尾橋	1	志岐	中尾	40
自然	531	Ⅱ-	67	第二中尾橋	3	志岐	中尾	35
自然	531	Ⅱ-	68	第二中尾橋下	1	志岐	中尾	40
自然	531	Ⅱ-	69	第二中尾橋下	2	志岐	中尾	90
自然	531	Ⅱ-	70	第一中尾橋下		志岐	中尾	120
自然	531	Ⅱ-	71	第一中尾橋横		志岐	中尾	50
自然	531	Ⅱ-	72	飛都呂		志岐	飛都呂	45
自然	531	Ⅱ-	73	長山		都呂々	木場	45
自然	531	Ⅱ-	74	久保目	1	都呂々	木場	40

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	急傾斜 地危険 箇所の 延長 (m)
自然	531	Ⅱ-	75	久保目	2	都呂々	木場	60
自然	531	Ⅱ-	76	濁淵停留所横		都呂々	木場	90
自然	531	Ⅱ-	77	松野橋横		都呂々	木場	40
自然	531	Ⅱ-	78	久保目	3	都呂々	木場	90
自然	531	Ⅱ-	79	久保目	4	都呂々	木場	60
自然	531	Ⅱ-	80	久保目	5	都呂々	木場	70
自然	531	Ⅱ-	81	久保目	6	都呂々	木場	70
自然	531	Ⅱ-	82	木場	2	都呂々	木場	40
自然	531	Ⅱ-	83	石出橋		都呂々	木場	70
自然	531	Ⅱ-	84	下木場		都呂々	木場	50
自然	531	Ⅱ-	85	涼松	1	都呂々	木場	30
自然	531	Ⅱ-	86	和久登石		都呂々	和久登石	110
自然	531	Ⅱ-	87	藤の元		都呂々	藤の元	40
自然	531	Ⅱ-	88	涼松	3	都呂々	藤の元	80
自然	531	Ⅱ-	89	第一涼松橋		都呂々	涼松	90
自然	531	Ⅱ-	90	木場小上	1	都呂々	涼松	60
自然	531	Ⅱ-	91	木場小上	2	都呂々	涼松	60
自然	531	Ⅱ-	92	木場小上	3	都呂々	涼松	60
自然	531	Ⅱ-	93	方針橋横		都呂々	善徳	40
自然	531	Ⅱ-	94	善徳	1	都呂々	善徳	50
自然	531	Ⅱ-	95	善徳	2	都呂々	善徳	60
自然	531	Ⅱ-	96	神社上		都呂々	善徳	60
自然	531	Ⅱ-	97	赤仁田橋		都呂々	赤仁田	80
自然	531	Ⅱ-	98	赤仁田橋上		都呂々	赤仁田	40
自然	531	Ⅱ-	99	善徳	3	都呂々	善徳	100
自然	531	Ⅱ-	100	松浦河内	1	都呂々	松浦河内	40
自然	531	Ⅱ-	101	松浦河内	2	都呂々	松浦河内	50
自然	531	Ⅱ-	102	松浦河内	3	都呂々	松浦河内	50
自然	531	Ⅱ-	103	松浦河内	4	都呂々	松浦河内	50
自然	531	Ⅱ-	104	陰平	1	都呂々	陰平	40
自然	531	Ⅱ-	105	陰平	2	都呂々	陰平	50
自然	531	Ⅱ-	106	六本松	1	都呂々	六本松	50
自然	531	Ⅱ-	107	六本松	2	都呂々	六本松	70
自然	531	Ⅱ-	108	陰平	3	都呂々	陰平	60
自然	531	Ⅱ-	109	陰平	4	都呂々	陰平	50
自然	531	Ⅱ-	110	尾の上	2	上津深江	的場	40
自然	531	Ⅱ-	111	尾の上	3	上津深江	的場	30

	市町村 コード	斜面 区分	管理 番号	箇所名	箇所 数	大字	小字	斜壊箇 所の延 長 (m)
自然	531	Ⅱ-	112	尾の上	4	上津深江	的場	40
自然	531	Ⅱ-	113	坂瀬川		坂瀬川	西川内	40
人工	531	Ⅱ-	1	平山	5	志岐	平山	50
人工	531	Ⅱ-	2	鞍川内		志岐	鞍川内	50

7. 山腹崩壊危険箇所

		位 置		直 接 保 全 対 象				治山 事業 進捗 状況	保安 林の 指定
		大字	字	人家 戸数	公共 施設	災害 弱者 関連 施設	道路等		
96	1	坂瀬川	朝 倉	6			町道	無	無
96	2	上津深江	平 木	3			〃	無	無
96	3	都呂々	大河内	4			県道	無	有
96	4	〃	小 松	3			国道	無	無
96	5	〃	小 松	5			—	無	無
96	6	都呂々	越ノ道	4			国道	無	無
96	7	年 柄	半田平	20			町道	無	無
96	8	都呂々	松ノ窪	20			林道	無	無
96	9	〃	赤仁田	15	1		町道	無	無
96	10	〃	宇 土	3			〃	無	無
96	11	〃	小松河内	12			国道	無	無
96	12	〃	上萱の木	23			〃	無	無
96	13	〃	八久保	25			〃	無	有
96	14	〃	萱の木	10			〃	一部	無
96	15	〃	石転し	10	1		県道	既成	有
96	16	志 岐	犬戻し	20			町道	既成	有
96	17	坂瀬川	中 郷	30	2		県道	既成	有
96	18	志 岐	平 山	6	1		〃	一部	有
96	19	都呂々	小川内	2			町道	既成	無
96	20	内 田	貝曲	9			〃	一部	無
96	21	都呂々	イゲ木場	1			〃	無	無
96	22	都呂々	大場	3			町道 林道	無	無

8 土砂災害危険区域

	区域名 (番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日
				警戒	特別警戒		
1	松原(南) (531-1-005)	坂瀬川	土石流	○		第183号	H25.3.1
2	和田-1 (531-1-008-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
3	和田-2 (531-1-008-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
4	釜入口停留所 (531-1-027)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
5	白岩崎 (531-1-036)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
6	城山公園下-1 (531-1-041-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
7	城山公園下-2 (531-1-041-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第183号	H25.3.1
8	大河内(大河内1) (531-2-007)	上津深江	土石流	○		第72号	H28.1.22
9	鶴(鶴1-1) (531-1-004-1)	坂瀬川	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
10	鶴(鶴1-2) (531-1-004-2)	坂瀬川	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
11	平木(南) (531-1-010)	上津深江	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
12	的場 (531-1-011)	上津深江	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
13	仁田平 (531-2-002)	坂瀬川	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
14	鶴(鶴2) (531-2-003)	坂瀬川	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
15	鶴(鶴3) (531-2-004)	坂瀬川	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
16	平木(下) (531-2-008)	上津深江	土石流	○	○	第73号	H28.1.22
17	仁田平-1 (531-1-010-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
18	仁田平-2 (531-1-010-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
19	仁田平-3 (531-1-010-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
20	仁田平-4 (531-1-010-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
21	仁田平-5 (531-1-010-5)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
22	仁田平-6 (531-1-010-6)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
23	仁田平-7 (531-1-010-7)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
24	時の灯-1 (531-1-011-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
25	時の灯-2 (531-1-011-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
26	時の灯-3 (531-1-011-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
27	鶴-1 (531-1-012-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
28	鶴-2 (531-1-012-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
29	鶴-3 (531-1-012-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
30	鶴-4 (531-1-012-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
31	鶴口橋下-1 (531-1-013-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
32	鶴口橋下-2 (531-1-013-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
33	鶴口橋下-3 (531-1-013-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
34	釜の下-1 (531-1-022-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
35	釜の下-2 (531-1-022-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
36	釜の下-3 (531-1-022-3)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
37	釜の下-4 (531-1-022-4)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
38	平木-1 (531-1-023-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
39	平木-2 (531-1-023-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
40	平木-3 (531-1-023-3)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
41	平木-4 (531-1-023-4)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
42	平木-5 (531-1-023-5)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
43	尾の上-1 (531-1-024-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
44	尾の上-2 (531-1-024-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
45	尾の上-3 (531-1-024-3)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
46	的場橋-1 (531-1-025-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
47	的場橋-2 (531-1-025-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
48	的場-1 (531-1-026-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
49	的場-2 (531-1-026-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
50	的場-3 (531-1-026-3)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
51	的場-4 (531-1-026-4)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
52	的場-5 (531-1-026-5)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
53	的場-6 (531-1-026-6)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
54	大川内橋傍-1	(531-2-015-1)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
55	大川内橋傍-2	(531-2-015-2)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
56	平山4-1	(531-2-020-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
57	平山4-2	(531-2-020-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
58	志岐山北平1	(531-2-023)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
59	志岐山北平2	(531-2-024)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
60	志岐山北平3	(531-2-025)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
61	志岐山北平4	(531-2-026)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
62	志岐山北平5	(531-2-027)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
63	納骨堂下-1	(531-2-037-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
64	納骨堂下-2	(531-2-037-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
65	五和町境2-1	(531-2-038-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
66	五和町境2-2	(531-2-038-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
67	採石場下-1	(531-2-039-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
68	採石場下-2	(531-2-039-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
69	志岐山南平1	(531-2-040)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
70	志岐山南平2-1	(531-2-041-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
71	志岐山南平2-2	(531-2-041-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
72	志岐山南平2-3	(531-2-041-3)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
73	琵琶の尾-1	(531-2-042-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
74	琵琶の尾-2	(531-2-042-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
75	琵琶の尾-3	(531-2-042-3)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
76	琵琶の尾-4	(531-2-042-4)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
77	山上神社下	(531-2-043)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
78	尾の上2	(531-2-110)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
79	尾の上3	(531-2-111)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
80	尾の上4	(531-2-112)	上津深江	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
81	平山5-1	(531-2-001(人)-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
82	平山5-2	(531-2-001(人)-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
83	鞍川内	(531-2-002(人))	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第73号	H28.1.22
84	中尾(中尾1)	(531-1-013)	志岐	土石流	○		第121号	H28.2.9
85	沖の田川-1	(531-1-017-1)	都呂々	土石流	○		第121号	H28.2.9
86	中尾	(531-2-009)	志岐	土石流	○		第121号	H28.2.9
87	大河内西	(531-2-014)	都呂々	土石流	○		第121号	H28.2.9
88	大河内(大河内2)	(531-2-015)	都呂々	土石流	○		第121号	H28.2.9
89	上黒瀬1-5	(531-2-033-5)	年柄	土石流	○		第121号	H28.2.9
90	沖の田川-2	(531-1-017-2)	都呂々	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
91	沖の田川-3	(531-1-017-3)	都呂々	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
92	笹尾川	(531-1-018)	都呂々	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
93	中尾(中尾3)	(531-2-010)	志岐	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
94	中尾(中尾4)	(531-2-011)	志岐	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
95	大河内東	(531-2-016)	都呂々	土石流	○	○	第122号	H28.2.9
96	第二中尾橋4	(531-1-043)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
97	立見-1	(531-1-044-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
98	立見-2	(531-1-044-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
99	立見-3	(531-1-044-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
100	立見-4	(531-1-044-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
101	多田羅-1	(531-1-045-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
102	多田羅-2	(531-1-045-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
103	大川内-1	(531-1-046-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
104	大川内-2	(531-1-046-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
105	大川内-3	(531-1-046-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
106	大川内-4	(531-1-046-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
107	大川内-5	(531-1-046-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
108	笹尾-1	(531-1-047-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
109	笹尾-2	(531-1-047-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
110	尾名瀬橋2	(531-1-048)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
111	上-1	(531-1-051-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
112	上-2	(531-1-051-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
113	上-3	(531-1-051-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
114	上黒瀬1-1	(531-2-033-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
115	上黒瀬1-2	(531-2-033-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
116	上黒瀬1-3	(531-2-033-3)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
117	上黒瀬1-4	(531-2-033-4)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
118	上黒瀬2-1	(531-2-034-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
119	上黒瀬2-2	(531-2-034-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
120	金比羅宮前-1	(531-2-035-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
121	金比羅宮前-2	(531-2-035-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
122	金比羅宮前-3	(531-2-035-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
123	金比羅宮前-4	(531-2-035-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
124	金比羅宮前-5	(531-2-035-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
125	下檜橋下-1	(531-2-036-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
126	下檜橋下-2	(531-2-036-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
127	下檜橋下-3	(531-2-036-3)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
128	下檜橋下-4	(531-2-036-4)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
129	下檜橋下-5	(531-2-036-5)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
130	狸川内1	(531-2-044)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
131	金比羅宮下1-1	(531-2-045-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
132	金比羅宮下1-2	(531-2-045-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
133	金比羅宮下1-3	(531-2-045-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
134	金比羅宮下1-4	(531-2-045-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
135	金比羅宮下2-1	(531-2-046-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
136	金比羅宮下2-2	(531-2-046-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
137	金比羅宮下2-3	(531-2-046-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
138	金比羅宮下2-4	(531-2-046-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
139	金比羅宮下2-5	(531-2-046-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
140	金比羅宮下3-1	(531-2-047-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
141	金比羅宮下3-2	(531-2-047-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
142	金比羅宮下4	(531-2-048)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
143	尾名瀬橋1-1	(531-2-051-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
144	尾名瀬橋1-2	(531-2-051-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
145	尾名瀬橋1-3	(531-2-051-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
146	第一中尾橋1	(531-2-064)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
147	第一中尾橋2	(531-2-065)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
148	第二中尾橋1	(531-2-066)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
149	第二中尾橋3-1	(531-2-067-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
150	第二中尾橋3-2	(531-2-067-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
151	第二中尾橋下1-1	(531-2-068-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
152	第二中尾橋下1-2	(531-2-068-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
153	第二中尾橋下2	(531-2-069)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
154	第一中尾橋下-1	(531-2-070-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
155	第一中尾橋下-2	(531-2-070-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
156	第一中尾橋横	(531-2-071)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
157	飛都呂-1	(531-2-072-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
158	飛都呂-2	(531-2-072-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第122号	H28.2.9
159	皿山(北)	(531-1-014)	内田	土石流	○		第152号	H28.2.19
160	元袋	(531-1-016)	富岡	土石流	○		第152号	H28.2.19
161	皿山(南)	(531-2-013)	内田	土石流	○		第152号	H28.2.19

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
162	城内2-2	(531-1-033-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○		第152号	H28. 2. 19
163	城下	(531-1-012)	志岐	土石流	○	○	第153号	H28. 2. 19
164	皿山(中)	(531-1-015)	内田	土石流	○	○	第153号	H28. 2. 19
165	皿山	(531-2-012)	内田	土石流	○	○	第153号	H28. 2. 19
166	平山3	(531-1-028)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
167	志岐変電所横	(531-1-029)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
168	茶摘田橋傍-1	(531-1-030-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
169	茶摘田橋傍-2	(531-1-030-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
170	西原-1	(531-1-031-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
171	西原-2	(531-1-031-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
172	西原-3	(531-1-031-3)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
173	船場-1	(531-1-032-1)	志岐 白木尾	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
174	船場-2	(531-1-032-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
175	船場-3	(531-1-032-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
176	城内2-1	(531-1-033-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
177	城内2-3	(531-1-033-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
178	城内-1	(531-1-034-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
179	城内-2	(531-1-034-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
180	勢溜	(531-1-035)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
181	白岩崎2-1	(531-1-037-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
182	白岩崎2-2	(531-1-037-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
183	八久保-1	(531-1-038-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
184	八久保-2	(531-1-038-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
185	八久保-3	(531-1-038-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
186	八久保-4	(531-1-038-4)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
187	八久保-5	(531-1-038-5)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
188	八久保-6	(531-1-038-6)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
189	元袋-1	(531-1-039-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
190	元袋-2	(531-1-039-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
191	汐入-1	(531-1-040-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
192	汐入-2	(531-1-040-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
193	汐入-3	(531-1-040-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
194	汐入-4	(531-1-040-4)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
195	汐入-5	(531-1-040-5)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
196	年柄-1	(531-1-042-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
197	年柄-2	(531-1-042-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
198	年柄-3	(531-1-042-3)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
199	汐入2	(531-2-001)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
200	郷土資料館下-1	(531-2-002-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
201	郷土資料館下-2	(531-2-002-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
202	春の迫1-1	(531-2-003-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
203	春の迫1-2	(531-2-003-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
204	春の迫1-3	(531-2-003-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
205	春の迫2-1	(531-2-004-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
206	春の迫2-2	(531-2-004-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
207	春の迫2-3	(531-2-004-3)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
208	四季崎岬1(四季咲岬1)-1	(531-2-005-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
209	四季崎岬1(四季咲岬1)-2	(531-2-005-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
210	四季崎岬2(四季咲岬2)	(531-2-006)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
211	四季崎岬3(四季咲岬3)	(531-2-007)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
212	春の迫3-1	(531-2-008-1)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
213	春の迫3-2	(531-2-008-2)	富岡	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19
214	釜	(531-2-016)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28. 2. 19

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
215	平山1-1	(531-2-017-1)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
216	平山1-2	(531-2-017-2)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
217	平山1-3	(531-2-017-3)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
218	平山1-4	(531-2-017-4)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
219	平山2	(531-2-018)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
220	平山溜池横1	(531-2-019)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
221	平山溜池横2	(531-2-021)	志岐	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
222	山田1-1	(531-2-028-1)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
223	山田1-2	(531-2-028-2)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
224	山田1-3	(531-2-028-3)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
225	山田1-4	(531-2-028-4)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
226	山田2-1	(531-2-029-1)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
227	山田2-2	(531-2-029-2)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
228	山田2-3	(531-2-029-3)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
229	山田2-4	(531-2-029-4)	内田	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
230	年柄2-1	(531-2-030-1)	内田 年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
231	年柄2-2	(531-2-030-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
232	年柄神社横	(531-2-031)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
233	下檜橋上-1	(531-2-032-1)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
234	下檜橋上-2	(531-2-032-2)	年柄	急傾斜地の崩壊	○	○	第153号	H28.2.19
235	石出川	(531-1-019)	都呂々	土石流	○		第185号	H28.2.26
236	藤の元-2	(531-2-087-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○		第185号	H28.2.26
237	下木場	(531-2-017)	都呂々	土石流	○	○	第185号	H28.2.26
238	六本松	(531-2-018)	都呂々	土石流	○	○	第185号	H28.2.26
239	方針	(531-2-019)	都呂々	土石流	○	○	第185号	H28.2.26
240	松野-1	(531-1-049-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
241	松野-2	(531-1-049-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
242	松野-3	(531-1-049-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
243	松野-4	(531-1-049-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
244	中村橋-1	(531-1-050-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
245	中村橋-2	(531-1-050-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
246	長山-1	(531-2-073-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
247	長山-2	(531-2-073-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
248	長山-3	(531-2-073-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
249	久保目2	(531-2-075)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
250	濁淵停留所横-1	(531-2-076-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
251	濁淵停留所横-2	(531-2-076-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
252	濁淵停留所横-3	(531-2-076-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
253	松野橋横-1	(531-2-077-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
254	松野橋横-2	(531-2-077-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
255	久保目3	(531-2-078)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
256	久保目4	(531-2-079)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
257	久保目5-1	(531-2-080-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第185号	H28.2.26
258	久保目5-2	(531-2-080-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
259	久保目6	(531-2-081)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
260	木場2	(531-2-082)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
261	石出橋-1	(531-2-083-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
262	石出橋-2	(531-2-083-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
263	下木場	(531-2-084)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
264	涼松1	(531-2-085)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
265	和久登石-1	(531-2-086-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
266	和久登石-2	(531-2-086-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
267	藤の元-1	(531-2-087-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
268	涼松3-1	(531-2-088-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
269	涼松3-2	(531-2-088-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
270	第一涼松橋-1	(531-2-089-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
271	第一涼松橋-2	(531-2-089-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
272	木場小上1-1	(531-2-090-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
273	木場小上1-2	(531-2-090-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
274	木場小上2	(531-2-091)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
275	木場小上3	(531-2-092)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
276	方針橋横	(531-2-093)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
277	善徳1-1	(531-2-094-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
278	善徳1-2	(531-2-094-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
279	善徳1-3	(531-2-094-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
280	善徳1-4	(531-2-094-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
281	善徳1-5	(531-2-094-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
282	善徳1-6	(531-2-094-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
283	善徳1-7	(531-2-094-7)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
284	善徳1-8	(531-2-094-8)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
285	善徳2	(531-2-095)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
286	神社上	(531-2-096)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
287	善徳3-1	(531-2-099-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
288	善徳3-2	(531-2-099-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
削除	善徳3-3	(531-2-099-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	×	×	第186号	H28.2.26
289	善徳3-4	(531-2-099-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
290	善徳3-5	(531-2-099-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
291	善徳3-6	(531-2-099-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
292	善徳3-7	(531-2-099-7)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
293	陰平1-1	(531-2-104-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
294	陰平1-2	(531-2-104-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
295	陰平1-3	(531-2-104-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
296	陰平1-4	(531-2-104-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
297	陰平1-5	(531-2-104-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
298	陰平1-6	(531-2-104-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
299	陰平2-1	(531-2-105-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
300	陰平2-2	(531-2-105-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
301	陰平2-3	(531-2-105-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
302	陰平2-4	(531-2-105-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
303	六本松1	(531-2-106)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
304	六本松2-1	(531-2-107-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
305	六本松2-2	(531-2-107-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
306	六本松2-3	(531-2-107-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
307	六本松2-4	(531-2-107-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
308	陰平3-1	(531-2-108-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
309	陰平3-2	(531-2-108-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
310	陰平4-1	(531-2-109-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
311	陰平4-2	(531-2-109-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第186号	H28.2.26
312	松原(西)	(531-1-006)	坂瀬川	土石流	○		第271号	H28.3.11
313	川向(北)	(531-1-009)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○		第271号	H28.3.11
314	西川内-4	(531-1-004-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○		第271号	H28.3.11
315	川向2-2	(531-1-020-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○		第271号	H28.3.11
316	川向2-7	(531-1-020-7)	坂瀬川	土石流	○	○	第271号	H28.3.11
317	西山川支流(西山川支流1)	(531-1-001)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
318	西山川支流(西山川支流2)	(531-1-002)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
319	浦	(531-1-003)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
320	木場	(531-1-007)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
321	川向(南)	(531-1-008)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
322	松原(東)	(531-2-001)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
323	木場(西)	(531-2-005)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
324	木場(東)	(531-2-006)	坂瀬川	土石流	○	○	第272号	H28.3.11
325	津岬	(531-1-001)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
326	下萱場橋2-1	(531-1-002-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
327	下萱場橋2-2	(531-1-002-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
328	野畑-2	(531-1-003-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
329	野畑-3	(531-1-003-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
330	西川内-1	(531-1-004-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
331	西川内-2	(531-1-004-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
332	西川内-3	(531-1-004-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
333	西川内-5	(531-1-004-5)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
334	西川内漁港前-1	(531-1-005-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
335	西川内漁港前-2	(531-1-005-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
336	長崎浜-1	(531-1-006-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
337	長崎浜-2	(531-1-006-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
338	長崎浜-3	(531-1-006-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
339	長崎浜-4	(531-1-006-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
340	大瀬鼻-1	(531-1-007-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
341	大瀬鼻-2	(531-1-007-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
342	大瀬鼻-3	(531-1-007-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
343	大瀬鼻-4	(531-1-007-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
344	花園-1	(531-1-009-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
345	花園-2	(531-1-009-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
346	花園-3	(531-1-009-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
347	浦-1	(531-1-014-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
348	浦-2	(531-1-014-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
349	浦-3	(531-1-014-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
350	沖田郷-1	(531-1-015-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
351	沖田郷-2	(531-1-015-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
352	沖田郷-3	(531-1-015-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
353	源田-1	(531-1-016-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
354	源田-2	(531-1-016-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
355	源田-3	(531-1-016-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
356	庵の山-1	(531-1-017-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
357	庵の山-2	(531-1-017-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
358	庵の山-3	(531-1-017-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
359	庵の山-4	(531-1-017-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
360	庵の山-5	(531-1-017-5)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
361	庵の山-6	(531-1-017-6)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
362	十五社下	(531-1-018)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
363	木場	(531-1-019)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
364	川向2-1	(531-1-020-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
365	川向2-3	(531-1-020-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
366	川向2-4	(531-1-020-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
367	川向2-5	(531-1-020-5)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
368	川向2-6	(531-1-020-6)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
369	川向2-8	(531-1-020-8)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
370	川向-1	(531-1-021-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
371	川向-2	(531-1-021-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
372	川向-3	(531-1-021-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
373	五和町境1	(531-2-009)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
374	西川内2	(531-2-010)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
375	下萱場橋 1-1	(531-2-011-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
376	下萱場橋 1-2	(531-2-011-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
377	下萱場橋 1-3	(531-2-011-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
378	下萱場橋 1-4	(531-2-011-4)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
379	西川内 3	(531-2-012)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
380	川向 3-1	(531-2-013-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
381	川向 3-2	(531-2-013-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
382	川向 3-3	(531-2-013-3)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
383	LPG前-1	(531-2-014-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
384	LPG前-2	(531-2-014-2)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
385	坂瀬川	(531-2-113)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第272号	H28.3.11
386	高尾川	(531-2-021)	都呂々	土石流	○		第357号	H28.3.25
387	長迫(長迫1)	(531-1-020)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
388	柳の迫	(531-1-021)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
389	小松川	(531-1-022)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
390	長迫(長迫2)-1	(531-2-020-1)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
391	長迫(長迫2)-2	(531-2-020-2)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
392	妙見	(531-2-022)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
393	萱の木	(531-2-023)	都呂々	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
394	浜平	(531-2-024)	都呂々 下田北	土石流	○	○	第358号	H28.3.25
395	落迫	(531-1-052)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
396	古里-1	(531-1-053-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
397	古里-2	(531-1-053-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
398	浜-1	(531-1-054-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
399	浜-2	(531-1-054-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
400	浜-3	(531-1-054-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
401	浜-4	(531-1-054-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
402	浜-5	(531-1-054-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
403	浜-6	(531-1-054-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
404	浜-7	(531-1-054-7)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
405	浜-8	(531-1-054-8)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
406	浜-9	(531-1-054-9)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
407	浜-10	(531-1-054-10)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
408	浜-11	(531-1-054-11)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
409	浜-12	(531-1-054-12)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
410	小松(B)-1	(531-1-055-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
411	小松(B)-2	(531-1-055-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
412	小松(A)	(531-1-056)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
413	唐干田-1	(531-1-057-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
414	唐干田-2	(531-1-057-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
415	唐干田-3	(531-1-057-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
416	上唐干田-1	(531-1-058-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
417	上唐干田-2	(531-1-058-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
418	上唐干田-3	(531-1-058-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
419	上萱の木 1-1	(531-1-059-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
420	上萱の木 1-2	(531-1-059-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
421	上萱の木 1-3	(531-1-059-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
422	上萱の木 2-1	(531-1-060-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
423	上萱の木 2-2	(531-1-060-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
424	上萱の木 2-3	(531-1-060-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
425	上萱の木 2-4	(531-1-060-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
426	上萱の木 2-5	(531-1-060-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
427	上萱の木 2-6	(531-1-060-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
428	舞子橋	(531-2-049)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
429	上橋上-1	(531-2-050-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
430	上橋上-2	(531-2-050-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
431	長迫1-1	(531-2-052-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
432	長迫1-2	(531-2-052-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
433	長迫1-3	(531-2-052-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
434	長迫1-4	(531-2-052-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
435	長迫1-5	(531-2-052-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
436	長迫1-6	(531-2-052-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
437	長迫1-7	(531-2-052-7)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
438	長迫1-8	(531-2-052-8)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
439	長迫2-1	(531-2-053-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
440	長迫2-2	(531-2-053-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
441	長迫2-3	(531-2-053-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
442	長迫3-1	(531-2-054-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
443	長迫3-2	(531-2-054-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
444	長迫4-1	(531-2-055-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
445	長迫4-2	(531-2-055-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
446	黒瀬-1	(531-2-056-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
447	黒瀬-2	(531-2-056-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
448	黒瀬-3	(531-2-056-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
449	黒瀬橋下-1	(531-2-057-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
450	黒瀬橋下-2	(531-2-057-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
451	黒瀬橋下-3	(531-2-057-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
452	黒瀬橋下-4	(531-2-057-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
453	黒瀬橋下-5	(531-2-057-5)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
454	黒瀬橋下-6	(531-2-057-6)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
455	小松1	(531-2-058)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
456	小松2	(531-2-059)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
457	唐干田2-1	(531-2-060-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
458	唐干田2-2	(531-2-060-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
459	唐干田2-3	(531-2-060-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
460	唐干田2-4	(531-2-060-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
461	唐干田3	(531-2-061)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
462	宇土1-1	(531-2-062-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
463	宇土1-2	(531-2-062-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
464	宇土1-3	(531-2-062-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
465	宇土1-4	(531-2-062-4)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
466	宇土2-1	(531-2-063-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
467	宇土2-2	(531-2-063-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
468	宇土2-3	(531-2-063-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
469	赤仁田橋-1	(531-2-097-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
470	赤仁田橋-2	(531-2-097-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
471	赤仁田橋-3	(531-2-097-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
472	赤仁田橋上-1	(531-2-098-1)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
473	赤仁田橋上-2	(531-2-098-2)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
474	松浦河内1	(531-2-100)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
475	松浦河内2	(531-2-101)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
476	松浦河内3	(531-2-102)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
477	松浦河内4	(531-2-103)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第358号	H28.3.25
478	年柄	(28)	年柄	地滑り	○		第305号	H29.3.31
479	萱の木	(33)	都呂々	地滑り	○		第305号	H29.3.31
480	多々羅	(43)	都呂々	地滑り	○		第305号	H29.3.31
481	長迫	(44)	都呂々	地滑り	○		第305号	H29.3.31

	区域名	(番号)	大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日
					警戒	特別警戒		
482	浜平 1 - 1	(532-2-001-1)	下田北 都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第305号	H29. 3. 31
483	浜平 1 - 3	(532-2-001-3)	下田北 都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第305号	H29. 3. 31
484	仁田平	(67)	坂瀬川	地滑り	○		第384号	H29. 3. 31
485	西河内	(69)	坂瀬川	地滑り	○		第384号	H29. 3. 31
486	木場	(114)	坂瀬川	地滑り	○		第384号	H29. 3. 31
487	芥北鶴	(115)	坂瀬川	地滑り	○		第384号	H29. 3. 31
488	長崎浜	(116)	坂瀬川	地滑り	○		第384号	H29. 3. 31
489	二ガキ迫	(5)	都呂々	地滑り	○		第385号	H29. 3. 31
490	都呂々	(37)	都呂々	地滑り	○		第360号	H29. 3. 31
491	野畑 - 1	(531-1-003-1)	坂瀬川	急傾斜地の崩壊	○	○	第361号	H31. 4. 5
492	善徳 3 - 3	(531-2-099-3)	都呂々	急傾斜地の崩壊	○	○	第910号	R4. 12. 23
493	善徳	(531-2001)	都呂々	地滑り	○		第286号	R6. 3. 12
494	蔭平	(531-3001)	都呂々	地滑り	○		第286号	R6. 3. 12
495	鶴	(531-3003)	坂瀬川	地滑り	○		第286号	R6. 3. 12
496	大岳	(531-3004)	坂瀬川	地滑り	○		第286号	R6. 3. 12

※指定に係る公示図書については、熊本県土木部河川港湾局砂防課と天草広域本部土木部及び芥北町役場で縦覧できます。

苓総第 年 月 日

様

苓北町長名

設備、物件の事前予警告について

貴殿が管理している下記の設備、物件は災害が発生した場合、被害が拡大するおそれがあるので、災害対策基本法（昭和26年法律第223号）第59条により、 月 日までに措置されるよう予警告します。

記

1. 設備、物件名
2. 設備、物件数量
3. 措置の内容
4. その他

作業員雇い上げ依頼書

部（課）名				作業内容	
雇い上げ理由				雇い上げ期間	
所用人員	男	女	計	就労時間	
	人	人	人		
就労場所				賃 金	

(様式 8 の 1 号)

公用負担権限証	
職 名	
氏 名	
<p>上記の者に災害対策基本法第 6 4 条第 1 項及び第 6 5 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。</p>	
年 月 日	
荼北町長	印

(様式 8 の 2 号)

公用負担証票				
物件	数量	負担内容（使用・収用・処分等）	期間	備考
<p>年 月 日</p> <p>様</p>			<p>命令者 荼北町長</p> <p>印</p>	

様式1号

災 害 情 報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	(グリッド番号)		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
発 信 時 刻	月 日 時 分		
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

災害名	
-----	--

市町村名

報告者名：

現在

区 分		市町村名		苓北町	計	摘 要	
1	人的被害	死者	人		0		
2		行方不明者	人		0		
3		重傷者	人		0		
4		軽傷者	人		0		
5		分類未確定	人		0		
6	住家被害	全壊	棟		0		
7			世帯		0		
8			人		0		
9		半壊	棟		0		
10			世帯		0		
11			人		0		
12		床上浸水	棟		0		
13			世帯		0		
14			人		0		
15		床下浸水	棟		0		
16			世帯		0		
17			人		0		
18		一部破損	棟		0		
19			世帯		0		
20			人		0		
21		分類未確定	棟		0		
22			世帯		0		
23			人		0		
24		非住家	公共建物	棟			0
25			その他	棟			0
26			分類未確定	棟			0
27		り災世帯数	世帯		0		
28		り災者数	人		0		
29	災害警戒本部等設置日時				0		
30	災害警戒本部等廃止日時				0		
31	災害対策本部設置日時				0		
32	災害対策本部廃止日時				0		
33	消防職員出動延人数				0		
34	消防団出動延人数				0		

分		市町村名 区	苓北町	摘 要	
35	首長の安否		確認済		
			未確認		
36	職員の参集状況		充足		
			不足		
37	本庁舎の使用の可否		可・否		
38	電力の確保状況	本庁	通電		
			停電		
39		支所等	通電		
			停電		
40		水の確保状況	職員用		充足
					不足
41			住民用		充足
					不足
42	食料の確保状況		職員用		充足
					不足
43		住民用	充足		
			不足		
44		孤立地域の有無			有
					無
45	通信手段の被災状況	電 話	異常なし		
不通					
46		F A X	異常なし		
不通					
47		インターネット	異常なし		
不通					
48		防災行政無線	異常なし		
			不通		
49		防災情報ネットワーク	異常なし		
			不通		

各 部 局 別 被 害 報 告

様式3号

年月日(～月日)の による被害		区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円	区 分		件 数	被害額 千円
		健 康 福 祉 設 施	環 境 生 活 部							農 林 水 産 部	土 木 部		
第 報		老人福祉施設	力所	0	0	林道施設	力所	0	0	国道(知事管理)	力所	0	0
		児童福祉施設	力所			山地崩壊	力所			交通止	力所		
		心身障害者福祉施設	力所			林地崩壊防止施設	力所			交通止合計	力所		
年月日時現在		その他	力所	0	0	作業道施設	0 力所	0	0	土がけ崩れ	0 力所	0	0
		小計	0 力所			林産物(立木)	ha			土石流等	力所		
		医療施設	力所			造林地	ha			災害	力所		
報告者名:		その他	力所	0	0	林産施設	力所	0	0	土砂災害合計	0 力所	0	0
		小計	0 力所			その他				企業	力所		
		健康福祉部合計	0 力所			林務関係被害(6)				公営企業関係施設	力所		
区 分		被 害		0	0	水 産 部		0	0	企業局合計		0	0
		環 境 生 活 部	商 工 観 光 労 働 部			農 林 水 産 部	土 木 部						
人的被害	死者 人	水道施設	力所	0	0	海 岸 漁 港	力所	0	0	0	0	0	0
	行方不明 人	ごみ処理施設	力所			共同利用施設	力所						
	重傷 人	し尿処理施設	力所	水産物	力所	漁船	0 隻	0	0	0	0	0	0
	軽傷 人	産業廃棄物処理施設	力所	漁 場	力所	養殖施設	力所						
住 家 被 害	全 壊	棟		0	0	在 庫 品		0	0	0	0	0	0
		世帯				その他							
	半 壊	棟		0	0	農林水産部合計(5)～(7)		0	0	0	0	0	0
	床上浸水	世帯				河 川 (1)	力所						
	床下浸水	棟		海 建設 海岸	力所	0	0						
		世帯		港 湾 海岸	力所			0	0	0			
非住家等	公共建物	棟		岸 計 (2)	力所	0	0						
		その他	棟		砂 防 (3)			力所	0	0			
り災世帯数	世帯			地すべり防止施設 (4)	力所	0	0						
り災者数	人			急傾斜地崩壊防止施設 (5)	力所			0	0				
災害対策本部設置市町村	団体			農 作 物 等	力所	0	0						
				園芸施設等	力所			0	0				
災害警戒本部等設置市町村	団体			農 樹 家 畜 等	力所	0	0						
				在 庫 品	力所			0	0				
災害救助法適用市町村	団体			農 園 芸 施 設 等	力所	0	0						
				畜 舎 ・ 農 舎	力所			0	0				
消防職員出動延人数	人			農 施 設	力所	0	0						
				その他	力所			0	0				
消防団員出動延人数	人			小 計 (1)		0	0						
				農 園 芸 施 設 等	力所			0	0				
備考			農 畜 舎 ・ 農 舎	力所	0	0	0						
			農 樹 家 畜 等	力所				0	0				
		農 園 芸 施 設 等	力所	0	0	0	0						
		畜 舎 ・ 農 舎	力所					0	0	0	0		
		農 施 設	力所	0	0	0	0						
		小 計 (2)	0 力所					0	0	0	0		
		農 地	ha	0	0	0	0						
		畑	ha					0	0	0	0		
		小 計 (3)	0.00 ha	0	0	0	0						
		農 業 用 施 設	力所					0	0	0	0		
		海 岸 施 設	力所	0	0	0	0						
		小 計 (4)	0 力所					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0					0	0	0	0		
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0	0	0	0	0						
		農 業 関 係 被 害 (5) 合 計 (1)～(4)	0										

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名(担当者名)		
報 告 日 ・ 時 間		

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿作 成の有無	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難勧告(勧告)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。

解除日時・帰宅時間は、最終結果報告の中で記載するものとする。

避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから○作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

災 害 年 報

広 域 本 部
市・町・村

様式5号

区 分		災 害 名							計
		発 生 年 月 日							
人 的 被 害	死 者	人							
	行方不明者	人							
	重 傷 者	人							
	軽 傷 者	人							
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
一 部 損 壊	棟								
	世帯								
	人								
非 住 家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
り 災 世 帯 数		世帯							
り 災 者 数		人							
県 地 方 災 害		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
対 策 本 部		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体
消 防 職 員 出 動 延 人 員									
消 防 団 員 出 動 人 員									

様式1 (第5条、6条、7条関係)

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

FAX : 096-383-7680

年 月 日

災害廃棄物処理支援に係る要請書

熊本県知事 様

自治体名

災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書第5条に基づき、協力を要請します。

記

市町村名				
支援を要請する場所				
支援要請の内容				
要請期間		申請の日から 年 月 日まで		
要請人員				
要請する	種類			
車輛等	台数			
その他				

担当者および連絡先	課 係	
	職	氏名
	職	氏名
	(電話)	
	(携帯電話)	

防災関係機関一覧

区分	機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
町・市	苓北町役場	863-2503	苓北町志岐660	0969-35-1111
	上天草市役所	863-3602	上天草市大矢野町上1514	0964-56-1111
	天草市役所	863-0014	天草市東浜町8-1	0969-23-1111
消防	天草広域連合消防本部	863-0001	天草市本渡町広瀬1687-2	0969-22-0119
	中央消防署苓北分署	863-2503	苓北町志岐1231	0969-35-2244
県関係	熊本県知事公室危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2112
	天草広域本部	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4213
	天草警察署	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-24-0110
	天草警察署苓北交番	863-2503	苓北町志岐558	—
	天草教育事務所	863-0013	天草市今釜新町3530	0969-22-4754
	天草家畜保健衛生所	863-0002	天草市本渡町本戸馬場1706-3	0969-22-3668
	都呂々ダム管理事務所	863-2611	苓北町都呂々4542	0969-36-0925
国関係	陸上自衛隊西部方面特科連隊第5地对艦ミサイル連隊	862-0901	熊本市東区東町1-1-1	096-368-5111
	自衛隊熊本地方協力本部天草駐在員事務所	863-0034	天草市浄南町1-13	0969-22-3349
	熊本海上保安部	869-3207	宇城市三角町三角浦1160-20	0964-52-3103
	天草海上保安署	863-1901	天草市牛深町286	0969-73-4999
	熊本地方气象台	860-0047	熊本市西区春日2-10-1	096-324-3283
	天草公共職業安定所	863-0050	天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
その他公共機関	苓北郵便局	863-2503	苓北町志岐375-1	0969-35-1300
	NTT西日本株式会社天草営業所	863-0025	天草市古川町6-3	0969-22-5000
	九州電力(株)苓北発電所	863-2504	苓北町年柄1091	0969-35-2131
	九州電力送配電(株)天草配電事業所	863-8555	天草市丸尾町16-40	0800-777-9438
	天草郡市医師会	863-0002	天草市本渡町本戸馬場1078-2	0969-22-2309
	苓北町農業協同組合	863-2503	苓北町志岐1010	0969-35-1441
	天草漁業協同組合苓北支所	863-2507	苓北町富岡3028-4	0969-35-0050
	天草地域森林組合	863-0044	天草市楠浦町9946-1	0969-22-2646
	苓北町商工会	863-2502	苓北町上津深江4535-2	0969-37-1244
	苓北町土地改良区	863-2503	苓北町志岐660	0969-35-1111
	苓北町建設業協会	863-2503	苓北町志岐123-1(横カネマツ内)	0969-35-0345